

(一) 元金五萬圓 利子年七分參厘

年次	年 度	市 債 元 金	元 金 償 還 額	利 子 仕 拂 額	元 金 償 還 計
一	大正十一年	五〇,〇〇〇〇〇	—	—	五〇,〇〇〇〇〇
	大正十二年	五〇,〇〇〇〇〇 (拂置)	—	—	五〇,〇〇〇〇〇
	小 計	五〇,〇〇〇〇〇	—	—	五〇,〇〇〇〇〇
二	大正十三年	五〇,〇〇〇〇〇	八四九,〇〇〇	一,八二五,〇〇〇	二,一七四,〇〇〇
三	大正十四年	四九,一五〇九〇	八八〇,〇九〇	一,七九四,〇〇〇	二,一六四,〇〇〇
四	大正十五年	四八,二七〇八一〇	九二二,三〇〇	一,七六一,八八〇	二,一六四,〇〇〇
五	大正十六年	四七,三五八五九〇	九四五,五二〇	一,七八五,九〇〇	二,一六四,〇〇〇
六	大正十七年	四六,四一三〇八〇	九八〇,〇〇〇	一,六九四,〇八〇	二,一六四,〇〇〇
七	大正十八年	四五,四三三〇六〇	一,〇一五,七九〇	一,六五八,三二〇	二,一六四,〇〇〇
八	大正十九年	四四,四一七二七〇	一,〇五二,八七〇	一,六二二,三三〇	二,一六四,〇〇〇
九	大正二十年	四三,三六四四〇〇	一,〇九一,三〇〇	一,五八二,八〇〇	二,一六四,〇〇〇
一〇	大正二十一年	四二,二七三一九〇〇	一,一三二,一三〇	一,五四二,九七〇	二,一六四,〇〇〇
一一	大正二十二年	四一,一四一九七〇〇	一,一七四,四〇〇	一,五〇一,六八〇	二,一六四,〇〇〇

年次	年 度	市 債 元 金	元 金 償 還 額	利 子 仕 拂 額	元 金 償 還 計
一	大正十八年	三九,九六九五五〇	一,二五二,〇〇〇	一,四九八,八九〇	二,一六四,〇〇〇
二	大正十九年	三八,七五四三四〇	一,二五九,五七〇	一,四四四,五三〇	二,一六四,〇〇〇
三	大正二十年	三七,四九四七七〇	一,三〇五,五四〇	一,三八八,五六〇	二,一六四,〇〇〇
四	大正二十一年	三六,一八九三三〇	一,三五三,一九〇	一,三〇九,〇〇〇	二,一六四,〇〇〇
五	大正二十二年	三四,八三六〇四〇	一,四〇二,五八〇	一,二七五,二〇〇	二,一六四,〇〇〇
六	大正二十三年	三三,四三三四六〇	一,四五七,七八〇	一,二〇三,三〇〇	二,一六四,〇〇〇
七	大正二十四年	三二,九九六六八〇	一,五〇六,八四〇	一,一六七,六六〇	二,一六四,〇〇〇
八	大正二十五年	三〇,四七八四〇〇	一,五八一,八四〇	一,一一三,六六〇	二,一六四,〇〇〇
九	大正二十六年	二八,九二一〇〇〇	一,六八八,八五〇	一,〇九五,二五〇	二,一六四,〇〇〇
一〇	大正二十七年	二七,二九二一五〇	一,六七九,九四〇	九九六,一六〇	二,一六四,〇〇〇
一一	大正二十八年	二五,六四二一〇〇	一,七三九,一八〇	九三四,九二〇	二,一六四,〇〇〇
一二	大正二十九年	二三,八七五〇三〇	一,八〇二,六六〇	八七四,四四〇	二,一六四,〇〇〇
一三	大正三十年	二二,〇七三三七〇	一,八六八,六八〇	八〇五,四二〇	二,一六四,〇〇〇
一四	大正三十一年	二〇,二三三六九〇	一,九三六,六七〇	七三三,四三〇	二,一六四,〇〇〇
一五	大正三十二年	一八,三六七〇二〇	二,〇〇七,三五〇	六六六,七五〇	二,一六四,〇〇〇
一六	大正三十三年	一六,二五九六七〇	二,〇八〇,六二〇	五九三,四八〇	二,一六四,〇〇〇
一七	大正三十四年	一四,一七九〇五〇	二,一五六,五六〇	五二七,五四〇	二,一六四,〇〇〇
一八	大正三十五年	一二,〇三二四九〇	二,二三五,二八〇	四六八,八二〇	二,一六四,〇〇〇
一九	大正三十六年	九,七八七二一〇	二,三六八,七〇〇	三九七,三三〇	二,一六四,〇〇〇
二〇	大正三十七年	七,四七〇三四〇	二,四〇一,四三〇	二七二,六七〇	二,一六四,〇〇〇

一六		大正廿八年		五、〇六八、九一〇		二、四八九、〇八〇		一八五、〇二〇		二、六七四、一〇〇	
小計		合計		二、五七九、八三〇		二、五七九、八三〇		九四、一六〇		二、六七九、九〇〇	
合計		合計		五〇、〇〇〇、〇〇〇		五〇、〇〇〇、〇〇〇		三五、五七一、〇九〇		八五、五七二、〇九〇	
合計		合計		五〇、〇〇〇、〇〇〇		五〇、〇〇〇、〇〇〇		三九、二九一、〇九〇		八九、二九一、〇九〇	

(四) 目論見設計變更

第一次變更 本市上水道布設は大正七年七月認可稟請を爲し直に認可あるものと(實は大正六年一度は其筋の諒解を求め置きたればなり)認可あり次第大正七年中に於て幾分の施工を爲し大正十年三月末日迄に竣工の豫定なりしも認可の期豫定より後れたる爲め大正八年度より起工し従つて前回認可の期間内に竣工覺束なく大正十年二月市會の議決を経三月七日竣工期限の延伸其他設計の變更之に伴ふ豫算の更正等認可稟請を主務省に提出せり稟請の内容左の如し。

一、竣工期限を大正十一年三月三十一日迄一ヶ年延長の件

二、水源地の位置變更

三、送水線路變更

四、配水線路變更

五、其他工事の變更及豫算並に給水料の更正

上記第二號以下夫々各部門に於て説明すべけれど總して布設方法として前篇計畫に於ては各井の採水方法として「アツシユレーポンプ」を以て揚水し各水源の濾過機を経て集水池に入らしめ「セントフユガルポンプ」を以て配水池に送水し夫より市内へ自然流下せしむる筈なりしが各井共最新式四段タービン唧筒を据付くる事としたる爲め送水揚水個々別作用の兩唧筒を用ふる事なく且つ集水池を廢止しタービン唧筒に依り揚水と同時に配水池へ押上げ送水するを得濾過機は水源各井に設けず之を配水池構内に一ヶ所設置し送水は先づ濾過機を経て配水池に入ることをせり。

前記目論見其他變更稟請認可書左の如し

水第二九六號

大正十年三月七日

大牟田市長 巖 谷 忠 順

内務大臣 床 次 竹 二 郎 殿

上水道布設工事竣工延期並目論見其他變更認可稟請

大正八年三月十四日御認可相成候本市上水道布設ノ儀ハ起工豫定ヨリ遅延セシ爲メ竣工期限壹ケ年ヲ延長シ尙水源ノ位置、工事方法、豫算及水料等ニ於テモ變更ヲ來シ夫々市會ノ議決ヲ經候條御認可相成度別紙議決書相添ヘ此段稟請候也

内務省一〇丘衛第九一號

福岡縣 大牟田 市

大正十年三月七日付水第二九六號稟請水道布設目論見及設計變更ノ件大正十年六月二十八日付水第七四五號稟請布設費豫算更正ノ件并ニ大正十年十二月

十二日付水第一五八號稟請布設費收入支出方法更正ノ件認可ス

大正十一年三月二十三日

内務大臣 床 次 竹 二 郎

右認可書中水第七四五號及び一五八號の豫算并に收支方法更正は、前記目論見及び設計變更申請中事業の實行に當り、補償金額豫定より超過したる爲め豫算更正を要し、收支方法更正は同書中誤謬を訂正したるものなり、豫算關係の更正は別項記述す。

第二次變更 大正十年度を以て竣工すべかりし布設事業は變更設計に依り着々進捗したるも諸種事情の爲め竣工に至らず、大正十一年三月七日大正十一年度迄竣工期限延長の申請を爲し、豫算其他關係事項の更正を爲したるも設計には變更を加へず而して本件は同月三十一日付認可あり(稟請及認可書略)

第三次變更 大正十一年中略、初期計畫の工程を終りたるも其の頃に於ては本市勢の發達著しきものあり、道路の新設家屋の増加等昔日の比にあらず依つて更に

配水管布設の擴張を畫し竣工期限を大正十二年度迄延期し事業の完成を期すべく大正十二年三月三十一日、目論見設計、豫算更正の認可稟請を爲せり而して本件は十二年十二月一日付内務大臣の認可あり。

第四次變更(給水區域擴張) 次で大正十二年八月九日の市會に於て布設目論見書中給水區域を本市及び三川町の一部と限定せるを更らに隣接の駛馬村一部を給水區域に編入することを議決せるに依り之が認可稟請を爲せり即ち左の如し。

水第五五七號

大正十二年八月十一日

大牟田市長 岩 井 敬 太 郎

内務大臣 水 野 鍊 太 郎 殿

給水區域擴張認可稟請

本市へ隣接セル三池郡駛馬村大宇西米生區ニ設立セル三井鑛山株式會社所屬工場ニ給水致度別紙管轄村長ノ同意書及配水管圖并ニ本市會議決書添付致候

間給水區域擴張御認可相成度此段稟請候也

市外給水ニ關スル説明

一、擴張地域 大牟田市三坑町七浦町ニ隣接セル三池郡駛馬村西米生區別紙圖面ノ通り

二、給水目的 前記區内ニ在ル三井鑛山株式會社ノ經營ニ屬スル工場ニ給水スルヲ目的トス

三、設備費 本件ノ設備ハ市ノ負擔トスルハ當初ノ目論見計畫ニ無之本市上水道布設工事ニ變動ヲ來ス爲メ布設工事費ハ全部請求者ノ負擔トシ市ニ於テ支出セズ

四、施工方法 大牟田市三坑町三井炭鑛鐵道七浦踏切既設四吋配水鐵管ヨリ分岐シ別紙圖面ノ通り布設スルモノトス

(一)給水管ノ口徑及其延長

内徑四吋鐵管 四百參拾參間

(二)水 頭

工場内ニ於ケル水頭約五十尺

(三) 工事費概算

金參千五百圓

(四) 起工及竣成期限

本件ニ對スル御認可アリ次第着手約二十日間ニテ竣成ノ見込

(五) 給水量

一ヶ月所要水量 九千石

參 考

市外給水ノ爲メ要スル見込給水量ハ一ヶ月九千石内外ノ極メテ少量ノモノニシテ實際能力ノ揚水量ハ一ヶ月百貳拾九万六千石ナルヲ以テ現在一ヶ月約九十万石ヲ消費セルノミナレバ將來發展ノ時期ヲ豫想スルモ其ノ水量ハ豊富ニシテ剩餘水量モ亦多量ナリ

右申請に就ては給水料收入の關係も無論主として前記第三次目論見其他變更認可急を要する爲め竹尾助役小山書記等甲府市に於ける上水協議會列席の序主務

省に出頭し兩件一括、其の諒解を求めたるに本省に於ては市外給水區域擴張の必要たる理由及び市が施工せざる点等種々凝議論難あり、結局左記追申書を提出する事となり前記の目論見變更と同時に認可あり。

水第五五七號ノ一

大正十二年十月十五日

大牟田市長 岩 井 敬 太 郎

内務大臣子爵 後 藤 新 平 殿

上水道給水區域擴張認可稟請ノ件ニ就追申

本年八月十一日付水第五五七號ヲ以テ標記ノ件認可稟請中ノ處左記事項及追申候也

記

説明書中(二)給水ノ目的―三井鑛山株式會社ノ經營ニ係ル工場ニ給水スルヲ目的トス)トアルハ市ノ公益上將タ保健衛生上直接何等關係ナキ様ニ之有候ヘド

モ該工場勞務者ノ大部分ハ本市居住者ニ有之是等ノ勞務中飲料トシテモ供給サル、次第ニ付保健衛生上必要事カト被認候然ルニ今度工場ト限定シタルハ水道布設ノ本旨ニ反スルヤノ嫌ヒ有之候得共元來本市モ都市計畫ノ指定地ニ有之早晚該地域等モ市ニ編入サレ無差別ノ運命ヲ招致スルモノト被存且ツ該工場ハ國家的事業ニ資スルモノト其邊特ニ御酌量相成度候也

第五次變更 以上當初の豫定に對し竣工期限を延長する事三度、愈々大正十三年三月三十一日を以て打ち切りとなるべかりし本市上水道布設事業が本稿印刷中三月二十七日の市會に於て、配水鐵管の延長を繼續事業として布設し従つて竣工期限を更に一ヶ年延期し大正十四年三月末日を以て總ての竣成を爲す事となりたる爲め大正十三年三月三十日付竣工期限延長其他豫算更正の認可稟請を爲したり實に大正八年度より十三年度に互る前後六ヶ年工事豫算の更正を爲すと六度なり。

(五) 工 事 豫 算 更 正

豫算更正 工事豫算は當初の目論見に在る如く總工費百七拾六萬圓にして始終變るところなきも前項目論見變更に記す如く、施工の關係等に依り下記の通り臨時工事豫算の更正をなせり。

- 一、當初の設計豫算 大正七年七月七日議決(市第三〇號)
- 二、第一次豫算更正 大正十年二月二十八日議決(市第二八號)
- 三、第二次一部豫算更正 大正十年六月三日議決(市第五一號補償費更正)
- 四、第三次一部豫算更正 大正十一年三月六日議決(市第三二號工事監督費更正)
- 五、第四次豫算更正 大正十二年三月二十一日議決(市第二七號)
- 六、第五次一部豫算更正 大正十二年八月十日議決(市第五七號既設配水管買收關係)
- 七、第六次豫算更正 大正十三年三月二十七日議決(市第三五號)



第四次の更正に於て水源工事費、線路費、材料運搬費、器具機械費用、地費、測量費等に減額したるは過年度の實施の結果と工費低減せるとに依り將來の支出を見込減額更正し、布設費に膨脹せるは配水鐵管布設延長に依るもの工事監督費の増加は逐年繼續事業期間を延長せしに由るもの更に第五次の更正は三川町三井關係船舶給水の爲め既設配水管買収を必要としたるが爲めなり、而して是迄五ヶ年間に於て打ち切りとなす豫定の布設事業を年度末に於て更に期限を一ヶ年延長し配水鐵管の延長を爲す事となりたる爲め、從來竣工せる各種工事費の殆んど決算額と他は支出見込額を豫算額とし、各科目の豫算を減少し鐵管敷設費及び工事監督費に増加を爲せり、最終に於ける更正豫算設計の内容左の如し。

大牟田市上水道工事費豫算

一金壹百七拾六萬圓 既定豫算額  
 一金壹百七拾六萬圓 更正豫算額  
 内 譯

費 目	更正豫算高	既定豫算高	増 △ 印 減	摘	要
水源工事費	一五、四九〇〇〇	一五、七九〇〇〇	△ 二八〇〇〇	工費ノ輕減ニ由ル	
配水池築造費	一六、三七〇〇〇	一六、四九〇〇〇	△ 八二〇〇〇	全	
鐵管線路費	二一、一六〇〇〇	一三、〇三〇〇〇	△ 八三〇〇〇	全	
鐵管敷設費	一、一三、九五〇〇〇	一、一六、三九四〇〇	△ 二、五二〇〇〇	工事ノ都合ニ由ル	
材料運搬費	一五、一六二〇〇〇	一五、二八〇〇〇〇	△ 一九〇〇〇	勞費ノ輕減ニ由ル	
家屋建築費	二七、九五〇〇〇	二七、七五〇〇〇	△ 一九〇〇〇	工事ノ都合ニ由ル	
器具機械費	一四、六八八〇〇〇	一五、〇一〇〇〇〇	△ 三三〇〇〇	價格輕減ニ由ル	
工事監督費	二二、六六六〇〇〇	二二、九五〇〇〇〇	△ 七二〇〇〇	事業年度延長ニ由ル	
補償費	二八、〇六七〇〇〇	二八、一〇〇〇〇〇	△ 三三〇〇〇		
電話架設費	六、六四〇〇〇	六、六四〇〇〇	△ 一四〇〇〇		
検査費	一一、八五〇〇〇	一一、九三八〇〇〇	△ 一三〇〇〇	勞費ノ輕減ニ由ル	
測量費	五七三〇〇〇	六二〇〇〇〇	△ 四七〇〇〇	全	



用地費	七、九七四、〇〇〇	七、九七四、〇〇〇	
既設配水管	九、四二二、〇〇〇	九、四二二、〇〇〇	
買備費	二、一四〇、〇〇〇	三、六九一、〇〇〇	△ 一、五七七、〇〇〇
合計	一、七六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇、〇〇〇	

水源池工事費明細書

一金拾五萬七千四百九拾九圓

參ヶ所分

内 譯

- 金六萬參千參百參拾五圓 第一水源池工事費明細書ノ通り
- 金四萬五千九百六拾六圓 第二水源池工事費明細書ノ通り
- 金四萬八千九百九拾八圓 第三水源池工事費明細書ノ通り
- 第一水源池工事費明細書
- 金六萬參千參百參拾五圓

内 譯

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
源井	個所	一〇〇	二九、六一〇〇〇	二九、六一〇〇〇	内徑九尺深三十尺煉瓦造リ
汲水井	全	一〇〇	三、〇五九〇〇〇	三、〇五九〇〇〇	内五尺底部コンクリート
唧筒	台	二〇〇	二、五五〇〇〇	五、一三〇〇〇〇	タービン式
原動機	台	二〇〇	四、八七五〇〇〇	九、七五〇〇〇〇	八十馬力五百ポールト
右基礎	個所	一〇〇	六三四〇〇〇	六三四〇〇〇	
据付	台	一〇〇	一、〇九五〇〇〇	一、〇九五〇〇〇	
梓	台	一〇〇	一、〇九五〇〇〇	一、〇九五〇〇〇	
諸鐵管	台	一〇〇	二、二九〇〇〇	二、二九〇〇〇	唧筒附屬品
送電線	哩	一・二〇	四、〇八二五〇〇	四、八九九〇〇〇	
引込線	哩	一・二〇	一、五七〇〇〇	一、五七〇〇〇	
配電線	哩	一・二〇	四、〇八二五〇〇	四、八九九〇〇〇	
石垣	面坪	三九・二五	一九〇〇〇	七四七〇〇〇	
盛土	立坪	二〇五・三八	四八八〇	一、〇〇二〇〇〇	



四 實 施 篇  
第三水源地工事費明細書  
一金四萬八千九拾八圓

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
源 井	個 所	1.00	29,593.00	29,593.00	内徑九尺深三十尺煉瓦造底
汲 水 井	全	1.00	2,600.00	2,600.00	部五尺コンクリート
唧 筒	台	1.00	2,565.00	2,565.00	タービン式
原 動 機	全	1.00	4,875.00	4,875.00	
右 基 礎 及 付	個 所	1.00	633.00	633.00	
据 榨 鐵 管	全	1.00	1,095.00	1,095.00	
諸 及 ウイ ン	全	1.00	2,280.00	2,280.00	唧筒附屬品
石 垣	面 坪	23.00	158.00	1,940.00	
門 所	個 所	1.00	653.00	653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	
				29,593.00	
				2,600.00	
				2,565.00	
				4,875.00	
				633.00	
				1,095.00	
				2,280.00	
				1,940.00	
				653.00	

煉瓦工	面坪	七六・八〇	一八二八	一、三九二三〇	一枚積
アスファルト	全	五九・一〇	九〇二	五三七九八	混凝土接合用厚四分
切石	個	三三六・〇〇	六三九五	二、一四八七〇	笠石其他
掘鑿	立坪	一、一八九・〇六	二二八〇	一四、四八二七五	
盛土	全	六五一・九二	四七〇〇	三、〇六四〇四	掘鑿土砂利用
上置土	全	二七四・八四	六〇〇〇	一、六四九〇〇	上
張芝	面坪	四三・四〇	七八〇	三、二四五二	
石垣	全	二九七・七〇	二二〇五八	六、五六六六七	
石垣代用	坪	一・九八	一五二五五七	三〇二、六六四	
拱架	組	一・〇〇	七、五〇三〇〇〇	七、五〇三〇〇〇	濾過機及基礎工濾過裝置工
濾過機	組			八、九九九二七	管室工全上表門周圍手摺工明
雜工費				一七八、三七〇〇〇	室空氣拔工工費所煉瓦塀工費所敷地工後所付其他雜工
計					

鐵管線路費明細書

一金壹萬貳千百六拾圓

內 譯

工種	稱呼	數量	單價	金額	摘
水源地鐵管	間	五五八・〇〇	二六三〇	一、四六四〇〇〇	
配水池	全	二一八・〇〇	三五二〇	七六五〇〇〇	
昇降線路	全			四七一〇〇〇	
大牟田	全			九、四六〇〇〇〇	
川中線路	全			二、一六〇〇〇〇	
鐵道	個	七・〇〇			
暗渠工事	所				
計					

鐵管敷設費明細書

一金百拾六萬參千九百參拾五圓

四 實 施 篇

金拾壹萬七千六百四拾四圓 制水瓣其他費

種 類	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
二十吋制水瓣	個	五〇〇	五〇〇〇	二、八〇〇〇〇	
十八吋全	全	一〇〇	四九〇〇〇	四九〇〇〇〇	
十六吋全	全	一〇〇	四一五〇〇	四一五〇〇〇	
十四吋全	全	一五〇	三二八〇〇	四、七七〇〇〇	
十二吋全	全	二〇〇	二八六〇〇	五七二〇〇〇	
十吋全	全	一八〇	三二〇〇〇	三、九六〇〇〇	
九吋全	全	三〇〇	一九七〇〇	五九一〇〇〇	
八吋全	全	四〇〇	一五二〇〇	六〇八〇〇〇	
六吋全	全	三三〇	一一〇〇〇	三、九六〇〇〇	

四吋全	全	一八一〇〇	六八三四〇	二二、三六九〇〇	配水池据付用附屬鐵管類 レコダー共
三吋全	全	一五三〇〇	四二一三〇	六、四四五〇〇	
ベンチュリメ ーター	組	一〇〇	六、四五五〇〇	六、四五五〇〇	
量水器	全	一〇三三〇〇	一五一五〇	一五、四九九〇〇	
排氣瓣	全	一一〇〇	四三〇〇〇	五二六〇〇〇	
消火栓	全	四七四〇〇	三八六二〇	一八、三〇三〇〇	
共用栓	全	二七〇〇〇	九二四〇〇	二四、六七八〇〇	
鐵管其他金物	噸	五五・二〇	二七五二六五	一五、一九五〇〇〇	
雜具				一一七、六四四〇〇〇	
計				二一七、六四四〇〇〇	

金八拾七萬六千五百八拾七圓

直鐵管費

此噸數 四千貳百五拾噸

壹噸ニ付金貳百六圓貳拾五錢五厘七毛

内 譯

管 種	稱 呼	數 量	一 本 重 量	小 計 重 量	摘 要
二 十 八 吋	本	九六二	一、八〇五・〇〇〇	一、七三六、四一〇・〇〇〇	
十 六 吋	全	二八四	一、五五五・〇〇〇	四四一、六二〇・〇〇〇	
十 吋	全	一一〇	一、三〇〇・〇〇〇	一四三、〇〇〇・〇〇〇	
普 通 壓 十 四 吋	全	一、九七〇	一、二〇五・〇〇〇	二、三七三、八五〇・〇〇〇	
低 壓 十 四 吋	全	三六六	一、〇七五・〇〇〇	三九三、四五〇・〇〇〇	
十 二 吋	全	二〇	八七六・〇〇〇	一七、五二〇・〇〇〇	
十 吋	全	一、〇三八	六八一・〇〇〇	七〇六、八七六・〇〇〇	
九 吋	全	三〇三	六二八・〇〇〇	一八七、四九六・〇〇〇	
八 吋	全	二六〇	五〇五・〇〇〇	一三二、三〇〇・〇〇〇	
六 吋	全	一、八〇五	三五一・五〇〇	六三六、二六一・五〇〇	
四 吋	全	一〇、三八二	一八五・五〇〇	一、九二五、八六一・〇〇〇	

三 吋	全	六、二六九	一三二・〇〇〇	八二七、五八・〇〇〇	
計		二三、七六九		九、五二一、一五五・五〇〇	此噸數四、二五〇噸

金四萬八千五百九拾壹圓

異形管費

此噸數 百參拾四噸二三

壹噸ニ付參百六拾貳圓

內 譯

管 種	稱 呼	數 量	一 本 重 量	小 計 重 量	摘 要
二 十 吋	本	四	九四一・〇〇〇	三、七四・〇〇〇	
全 四 十 五 度	全	一九	七八九・〇〇〇	一四、九九一・〇〇〇	
全 二 十 二 度 半	全	九	七〇一・〇〇〇	六、三〇九・〇〇〇	
全 十 一 度 四 分 一	全	八	八八六・〇〇〇	七、〇八八・〇〇〇	
全 十 八 吋 二 十 二 度 半	全	一	五五八・〇〇〇	五五八・〇〇〇	

全十一度四分ノ一	十六時 四十五度	全十一度四分ノ一	十四時 九十度	全 四十五度	全 二十二度半	全十一度四分ノ一	十二時 九十度	全 四十五度	十時 四十五度	全 二十二度半	全十一度四分ノ一	九時 四十五度
本	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
九	二	一	一〇	三五	七	四五	二	五	二九	七	八	五
六五八・〇〇〇	四九七・〇〇〇	五五三・〇〇〇	四五四・〇〇〇	三七一・〇〇〇	三三〇・〇〇〇	四四三・〇〇〇	二七・〇〇〇	一九七・〇〇〇	一九七・〇〇〇	一九七・〇〇〇	二二一・〇〇〇	一六二・五〇〇
五、九三・〇〇〇	九九四・〇〇〇	五五三・〇〇〇	四、五四〇・〇〇〇	二、九八五・〇〇〇	二、二四〇・〇〇〇	一九、九五・〇〇〇	六八六・〇〇〇	一、三八五・〇〇〇	五、七三・〇〇〇	一、三九・〇〇〇	一、六八八・〇〇〇	八二・五〇〇

八時 四十五度	全 二十二度半	全十一度四分ノ一	七時 九十度	七時 四十五度	全 二十二度半	全十一度四分ノ一	四時 九十度	全 四十五度	全 二十二度半	全十一度四分ノ一	三時 九十度	全 四十五度
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一	二	二	六	一四	一〇	二三	三七	八二	一一	二八	四三	五九
一四五・〇〇〇	二四〇・〇〇〇	一五六・〇〇〇	八一・〇〇〇	一〇〇・五〇〇	一〇〇・五〇〇	一〇八・〇〇〇	七四・〇〇〇	六二・六〇〇	六二・六〇〇	六七・三〇〇	五一・四〇〇	四四・九〇〇
一四五・〇〇〇	二九〇・〇〇〇	三二二・〇〇〇	四八六・六〇〇	一、四〇七・〇〇〇	一、〇〇五・〇〇〇	二、四八四・〇〇〇	二、七三八・〇〇〇	五、一三三・二〇〇	六、九四八・六〇〇	七、九四一・四〇〇	二、二〇〇・八〇〇	二、六四九・一〇〇

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
三十	四十	四十	六十	十	十	十	三十	四十	六十	九十
时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一	一五	一	三	二	一	六	八	一	二	
二四三・〇〇〇	二四三・〇〇〇	二五七・〇〇〇	二六九・〇〇〇	三三三・〇〇〇	四四一・〇〇〇	三八五・〇〇〇	三八五・〇〇〇	四一七・〇〇〇	四五九・二〇〇	
二四三・〇〇〇	三、六四五・〇〇〇	二五七・〇〇〇	八〇七・〇〇〇	六四四・〇〇〇	四四一・〇〇〇	二、三二〇・〇〇〇	三、〇八〇・〇〇〇	四一七・〇〇〇	九一八・四〇〇	
	承口三ヶ	承口二ヶ								

全	全	全	全	全	全	全	丁字管	全	全	全
十	十	十	十	三	二	六	二	二	全	全
四	四	六	六	八	十	十	十	十	十一度四分ノ一	二十二度半
时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	全	本
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
三	一	一	四	三	三	一	四	二七	一〇六	
五六〇・〇〇〇	四七九・〇〇〇	五九七・〇〇〇	五六三・〇〇〇	六九四・〇〇〇	七八・〇〇〇	九三五・〇〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	五三・八〇〇	四四・九〇〇	
一、六八〇・〇〇〇	四七九・〇〇〇	五九七・〇〇〇	二、二五二・〇〇〇	二、〇八二・〇〇〇	二、一八四・〇〇〇	九三五・〇〇〇	四、四四〇・〇〇〇	六、二九四・六〇〇	四、七五九・四〇〇	



片 落 管	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
十二 八十	三三	三四	四四	四六	六六	四八	四十	四十	十 四	十 四
时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一	三	四	一五	四	一	一	九	三	一	
六六九・〇〇〇	八四・九〇〇	一〇四・五〇〇	二二〇・〇〇〇	一六三・五〇〇	一九一・五〇〇	二二〇・〇〇〇	二八五・〇〇〇	四四九・〇〇〇	五八五・〇〇〇	
六六九・〇〇〇	二五四・七〇〇	四一八・〇〇〇	一、八〇〇・〇〇〇	六五四・〇〇〇	一九一・五〇〇	二二〇・〇〇〇	二、五六五・〇〇〇	一、三四七・〇〇〇	五八五・〇〇〇	

十 字 管	全	全	全	全	全	全	全	全	全	丁 字 管
十 八	三三	三四	四四	四四	三六	四六	六六	四八	三九	三 九
时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	本
一	四六	六六	一	五〇	一〇	二二	六	五	三	
八二〇・〇〇〇	六七・一〇〇	八六・〇〇〇	九三・三〇〇	九六・二〇〇	二七・五〇〇	一三四・五〇〇	一五二・五〇〇	一八七・〇〇〇	一九三・三〇〇	
八二〇・〇〇〇	三、〇八六・六〇〇	五、六七六・〇〇〇	九三・三〇〇	四、八一〇・〇〇〇	一、二七五・〇〇〇	二、八二四・五〇〇	九一五・〇〇〇	九三五・〇〇〇	五七九・九〇〇	
			承口二ヶ	承口三ヶ						

鐘口付曲管	全	鐘口管	全	片鑄付 丁字管	全	分岐管	全	全	全
二十時	十二時	十四時	十四時	十二時	四時	六時	十時	三時	四時
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
二	四	二	一	一	一	一	一	五	三
八二・〇〇〇	一一・〇〇〇	一六四・四〇〇	五九・〇〇〇	九七・〇〇〇	一一・五〇〇	二六七・〇〇〇	六三・七〇〇	九六・六〇〇	九六・六〇〇
一六四二・〇〇〇	四八八・〇〇〇	三二八・八〇〇	五二九・〇〇〇	九一七・〇〇〇	一一・五〇〇	二六七・〇〇〇	三、四三九・八〇〇	四八三・〇〇〇	二八九・八〇〇

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	片落管
九時	七時	六時	八時	九時	十時	十時	十時	十時	十時	十二時
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	本
三	二	一	四	一	二	一	一	一	一	一
二五七・三〇〇	一四四・五〇〇	二九三・四〇〇	一五七・〇〇〇	七七・五〇〇	二〇一・〇〇〇	三〇一・〇〇〇	三五三・〇〇〇	四九八・〇〇〇	五四八・〇〇〇	五四八・〇〇〇
七七一・九〇〇	二八九・〇〇〇	二九三・四〇〇	六二八・〇〇〇	七七・五〇〇	四〇一・〇〇〇	三〇一・〇〇〇	三五三・〇〇〇	四九八・〇〇〇	五四八・〇〇〇	五四八・〇〇〇

十二吋	全	十四吋	二十吋	全	全	全	全	全	全	防火丁字管 三十四吋
凸形管	凸形管	凹形管	凸形管	三三吋	三四吋	三六吋	三八吋	三十吋	三十四吋	本
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	本
二	六	四	二	一五	二四	五	六	二〇	五	
一五八・六〇〇	一九六・三〇〇	一七六・〇〇〇	四〇一・〇〇〇	五七・六〇〇	七六・五〇〇	二五・四〇〇	一八・八〇〇	二四六・〇〇〇	四二・〇〇〇	
三二七・二〇〇	一、一七・八〇〇	七〇四・〇〇〇	八〇二・〇〇〇	九、一〇〇・八〇〇	一七、九〇一・〇〇〇	七、〇三・四〇〇	一、〇九〇・八〇〇	四、九二〇・〇〇〇	二、〇六〇・〇〇〇	防火栓及排氣瓣用

全	直十二吋	全	十四吋	九十二吋	十二吋	十二吋	十四吋	十四吋	十四吋	十四吋	十四吋
	兩鑄管付		片兩落管付	曲兩鑄管付	字三方鑄管付	全	兩鑄付直管	台鑄付曲管	曲片鑄管付	曲片鑄管付	曲片鑄管付
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	本
一	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二
二二九・二〇〇	五二四・八〇〇	四九八・〇〇〇	五七六・〇〇〇	二二六・〇〇〇	三三二・八〇〇	八八一・九〇〇	七六七・六〇〇	五三三・七〇〇	四三三・〇〇〇	四三三・〇〇〇	四三三・〇〇〇
二二九・二〇〇	五二四・八〇〇	四九八・〇〇〇	五七六・〇〇〇	四七二・〇〇〇	六六三・六〇〇	一、七三三・八〇〇	一、五五二・二〇〇	一、〇四七・四〇〇	八四六・〇〇〇	八四六・〇〇〇	八四六・〇〇〇
全	全	全	長	全	全	全	全	全	全	全	全
	2'8"	7'1"	5'6"	6'8"							

雜	管	全			四〇、五七三・三〇〇	接輸其他雜管
計		全			三〇〇、六四〇・〇〇〇	此噸數一三四・一二一

金拾貳萬壹千百拾參圓

敷 設 費

內 譯

工	種	稱	呼	數	量	單	價	金	額	摘	要
二	十	時	間	一、九二四・〇〇		六七八	四	二二、九四六・七二			
十	八	時	全	五八八・〇〇		五八九		三、三〇五・一九二			
十	六	時	全	二一〇・〇〇		五〇二		一、〇六三・八〇			
十	四	時	全	四、六七二・〇〇		四四一		二〇、六四〇・八九六			
十	二	時	全	四〇・〇〇		四一三		一六五・四〇〇			
十			全	二、〇七六・〇〇		三六九		七、六八七・四四			

九	時	全	六〇六・〇〇	三五二	二、二八二・七二
八	時	全	五二〇・〇〇	三二五	一、六三八・〇〇〇
六	時	全	三、六一〇・〇〇	二四一	八、七八九・八〇
四	時	全	一五、六一〇・〇〇	二二七	三五、四七三・〇二〇
三	時	全	九、四〇三・〇〇	一九二	一八、一〇二・七八
計	公設共用栓建設	基	二七〇・〇〇	三四〇	九、二〇三・〇〇〇
					三、四〇八・八五
					一一、一二七・三四

材料運搬費明細書

一金壹萬五千百六拾壹圓

內 譯

種	目	稱	呼	數	量	單	價	金	額	摘	要
セ	メント	樽		三、六七〇・〇〇		四	三六五	一、三三九・〇〇〇			

火山灰立坪	111.00	7077	92000	1	棟
細砂全	260.00	5096	1,35000	1	棟
砂利全	425.00	5047	2,14500	1	棟
直鐵管噸	4,250.00	2257	9,26900	1	棟
異形管及雜管全	121.00	2257	261000	1	棟
雜品全	276.66	3000	830000	1	棟
計			15,261000		

家屋建築費明細書

一金貳萬七千九百八拾五圓

內 譯

水道事務所建坪	43.00	5103	2,19400	1	棟
種目稱呼數量單價金額摘要					

全倉庫	15.00	83000	1,245000	1	棟
鐵管檢查所	15.00	43330	650000	1	棟
鍛冶場	5.00	77000	385000	1	棟
水源工營所	42.75	99310	4,245000	2	棟
唧筒室	60.00	13626	8,173000	3	棟
配水池工營所	110.75	125210	2,391000	1	棟
濾過機上家	42.875	176680	7,575000	1	棟
配水池倉庫	15.00	55266	829000	1	棟
派出所	3.00	99330	298000	3	ヶ所
計			27,985000		

器具機械費明細書

一金壹萬四千六百八拾八圓

四 實 施 篇

名 稱	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
捲揚機械損料	台	一〇〇	二、八九四〇〇	二、八九四〇〇	
水脈試驗器費	全	一〇〇	一、九六八〇〇	一、九六八〇〇	
十八封度軌條損料	哩	一〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	
枕 木 費	全	一〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	
運 搬 車 費	台	五〇・〇〇	二二四〇	一、一七二〇〇	
土 工 用 具 費				五七二〇〇	
雜 品 費				七、九五七〇〇	
計				一四、六八〇〇〇	

工事監督費明細書

一金拾貳萬參千六百七拾六圓

種 目	金 額	摘 要
技 師 給	四、三六〇〇〇	技師給
技手、助手給	三、五三〇〇〇	技手助手給
書記、雇給	二九、〇五〇〇〇	書記雇給
顧問及囑託給	三、三五六〇〇〇	顧問囑託給
諸 手 當	三、六〇〇〇〇	勤務手當、臨時手當、特別手當
旅 費	八、七八〇〇〇	旅 費
備品消耗品印刷費	一〇、三四六〇〇〇	備品消耗品印刷費
雜給及雜費	二〇、七六〇〇〇	通信運搬費、報酬、給仕使了給、傭人給、被服費、賄費、退職及死亡給與金、雜費
計	一三、六七六〇〇〇	

補償費明細書

一金貳萬八千六拾七圓

四 實 施 篇  
内 譯

種 目	金 額	摘 要
借 地 料	八五、〇〇〇	鐵管其他材料置場一ヶ月拾五圓ノ五拾七ヶ月分 作物其他補償
補 償	二七、二二〇〇〇	
計	二八、〇六七〇〇〇	

電話架設費明細書  
一金六千六百拾四圓  
内 譯

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
電 話 線	里	三・〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	電柱其他架設費共 一切
電 話 機	個	六・〇〇	七〇、〇〇〇	四二〇、〇〇〇	
雜 費				七九四、〇〇〇	
計				六、六二四、〇〇〇	

檢 查 費 明 細 書  
一金壹萬壹千八百拾五圓  
金壹萬七百六圓  
内 譯

鐵管檢查費

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
檢 查 用 品 費	人	二、六三三・〇〇	一五〇〇	三、九三五、〇〇〇	セメント檢查費
職 工、工 夫	人	六、一九四・〇〇	一〇〇〇	六、一九四、〇〇〇	
計				一〇、〇七九、〇〇〇	

金壹千百九圓

セメント檢查費

四 實 施 篇

四 實 施 篇  
内 譯

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
セメント検査費	樽	一七六・〇〇	六 <sup>四</sup> 三〇〇	一、一〇九、〇〇〇	
計				一、一〇九、〇〇〇	

測量費明細書

一金五百七拾參圓

内 譯

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
測量用品	人	二八〇・〇〇	一五〇〇	四二〇、〇〇〇	
人	夫			一五三、〇〇〇	
計				五七三、〇〇〇	

土地買收費明細書

一金七千九百七拾四圓

内 譯

場 所	單 位	數 量	單 價	金 額	摘 要
水源	地面坪	一、一九・〇〇	三二五 <sup>四</sup>	三、六三七、〇〇〇	
配水池	全	一、〇九七・〇〇	一五〇〇	一、六四六、〇〇〇	
鐵管線路	全	八九七・〇〇	三〇〇〇	二、六九一、〇〇〇	
計				七、九七四、〇〇〇	

既設配水鐵管買收費明細書

一金九千四百拾貳圓

内 譯

種 目	稱 呼	數 量	金 額	摘 要

四 實 施 篇



八吋配水鑄鐵管	間	三五〇・〇〇	六、八七五・六〇
五吋全	全	二五〇・〇〇	六四五・九〇
三吋全	全	二三三・〇〇	三五八・一〇〇
三吋量水器及 量水器圍	個	八・〇〇	一、〇〇七・〇〇〇
三吋配水鍊鐵管	間	二一〇・〇〇	一六四・一六〇
二吋全	全	一一一・〇〇	三五七・三三〇
計			九、四一一〇・五〇

豫 備 費

金貳千百拾四圓

(六) 水 利 補 償

本市が水源地を熊本縣玉名郡長洲町及清里村地内に設定するや地元町村及水利

關係ありと稱する有明村等は擧つて峻拒せり、之が爲め施工上少からざる影響を蒙り市當局并に水道委員等交々之が折衝に當り大正八、九年に互り漸く解決するを得たり、今其の經過を叙せんに布設認可ありてより水源工事の準備として水源地敷地買収交渉に方り清里村長へ對し大正八年八月十八日始めて買収方助力の依頼をなせり、然るに全年十月二十九日同地方選出元熊本縣會議員村上助壯清里村長不破忠雄、有明村長田中市太郎、長洲町長平井彌太郎、各町村助役、區長、村總代等總勢二十六名市役所に巖谷前市長を訪ひ、水源地を該地方に設定するに於ては水利上至大の影響を受け地元地方町村死活の問題なれば水源地を他所に變更せられたしと要求せり、市長に於ては既に當局の許可を得、且つ他に水源を求むる事難ければ變更する能はずと應酬し爾來久しく對峙して兩々相下らず、市は水源地方の承服を求むる爲め意志の疏通を圖るに最善の方法を講じ交渉するも容易に解決するに至らず、水源地方は關係町村當事者連署して水源設定反對の陳情書を内務大臣に提出し、市と水源地方との疎隔益々遠ざからんとす、其の主張する所を聞くに

從來水源地方たる清里村、長洲町、有明村三ヶ町村は用水として概ね突井戸を作し、其の湧出する地下水を以て灌漑し、三ヶ町村を貫通する浦川の河水は常に水量少く殆んど補助用水に過ぎざる有様なり、而して向後長洲、清里兩町村地内に上水道の水源地を設定し多量の水を引用するに至らば縦令數百尺の地底より引水することも永年に互り機械力を以て揚水せば早晚必ずや水源地附近に散在する突井戸の水量涸渇し湧水不可能となり、随つて補助用水たる浦川も忽ち涸渇するに至らん、果して然らば之が爲め關係區域の總反別三百三十九町歩餘は水利上の打撃を蒙り荒廢するに至らん、此の場合三ヶ町村の農民は俄して自滅を待つのみ、上水道事業の如き公益事業たりと雖も三ヶ町村を擧げて大牟田市の犠牲となすに忍びず云々

右は陳情の主旨にして多少の辭令を用ひたるなきに非ざるも、要は地下水中帶水層を異にする而も突井戸より遙に下位にある水層よりの揚水が突井戸に影響を及ぼすや否やに在りて此点に就ては本市は特に留意し學者及び經驗家の言に聽き其の源井工法を嚴密にせば上層帶水層に影響を及ぼす如き事殆ど無之を認め

此の意味に於て主張するところあるも水源地方民をして安堵せしむる能はず而かも日を経るに従ひ施工の急を告ぐるに至りて益々水源地方の反對は聊か感情化して絶對に水源地變更を強要して止まず然らざれば形勢寔に由々數事態に變化せり、本市水道水源設定に關しては可成圓滿解決を望む旨、當路官廳の諭示もあれば本市は飽くまで穩當の解決を希望し、交渉上幾度かの破綻に屈せず種々懇談の末水源地方に於ても絶對に反對せざれども万一水道の爲め地元地方に影響を及ぼしたる場合は

一、田一反歩に付玄米收穫十俵とし補償せられたし、但し將來農事發展に伴ひより以上の增收ある節に至りては其額に應じ増補すること。

二、關係町村井水涸渇したるときは大牟田市民同量の給水を爲すこと。

三、灌漑用水に不足を生ずるときは自然關係町村衰微する道理につき此際相當の寄附を爲すこと(要するに慰安料の如きもの)

以上の如き條件を以て本問題を解決せんとの提議あり。

本市は其際第一項の如きは前以て約束すべき性質のものに非ず、然る場合は當然

事理に従つて権利義務の發生するものなれば之を斥け只第三項に就て審議することとせり而して此際工事は一日の急を要するにより市長より『本市水道工事は本問題の爲め曠日彌久未だ着手に至らず爲めに事業施行上至大の影響あれば此際交渉は交渉として双方誠意を以て後日に交渉繼續し工事は直ちに着手する』旨の豫告を爲し且つ關係各官公衙の諒解を得置き施工する傍上記の提案條項につき屢々折衝を重ねたる結果第三項の寄附金については他地方の例に鑑み夫々相當の金員を交付し併せて左の照復をなし辛ふじて本問題も解決せり。

清里村長よりの照會

貴市上水道敷設ニ付當地方ニ鑿井ノ上地下水使用ノ御計畫相成居候處之ガ爲メ灌溉用水涸渴シ殊ニ突井戸ノ湧水停止シ稻作ニ損害ヲ及ボシ又ハ飲料用水ヲ失フコトナキヤト關係者一同頗ル憂慮ヲ抱キ居候就テハ將來右事實相生ジ候場合ハ貴市ハ之ニ對シ如何ナル御處置相成哉爲念此段及御照會候也

大正九年十月十七日

玉名郡清里村長 不破 忠 雄

大牟田市長 巖 谷 忠 順 殿

本市よりの回答

大正九年十月十七日清第二〇號ヲ以テ本市上水道水源地設定ニ關シ御照會ノ趣了承御來示ノ如ク貴地方ニ鑿井ノ上地下水使用ノ爲メ灌溉水涸渴シ殊ニ突井戸ノ湧水停止シ稻作ニ損害ヲ及ボシ又ハ飲料用水ヲ失ヒタル場合ハ互ニ誠意ヲ以テ協商ヲ遂グベキハ勿論損害相當ノ賠償ヲナスベキハ民法上亦當然ノ義ニ存候條左様御承知相成度及御回答候也

大正九年十月廿一日

大牟田市長 巖 谷 忠 順

清里村長 不破 忠 雄 殿

右水利補償問題の外施工に伴ひ樹木作物等の補償要求に對しては調査の上夫々處理せり

(七) 土地買收

上水道用地として買收すべき土地は、第一、第二、第三水源地敷地、鐵管線路用地、配水池用地とす、配水池は所謂四ツ山の星穗山にて三井鑛山株式會社の所有たりし爲

め買収容易に行はれたるも、水源地方に於ける用地は水利補償問題と相關して買収抄々しからず、又四ツ山配水池下送水鐵管線路用地の如きは買収困難にして遂に鐵管線路の一部を變更するに至れり。

水源地土地買収に就ては元本市々會議長福井福太郎の所有に屬するものありて是は無論易々賣買行はれたるも其の外全部は水源地方民有地のみにて之が買収の爲め屢々吏員を派し或は當該町村長に依頼して懇請するも承諾を得ること難く約半数は遂に承諾の見込なきに依り、情を具して土地收用法適用を内閣總理大臣に稟請許可を得たり、然れども本市は直ちに之が適用をなすを能事となさず、他日の繁争を避けて飽迄合意的圓滿解決を希望し懇談を重ね承諾を得たり、大正八年八月初めて土地買収の件地元村長に依頼して買収に着手してより之を終るまで一ヶ年半を費せり、次で事業の進捗に伴れ電動力線電柱敷地使用等につき之又吏員を派して屢々交渉せしむるも承諾を得ること難く遂に熊本縣知事に使用許可の申請を爲し許可を得たり、而して更に双方合意の上使用を爲すを希望し夫々懇談を重ねたるが時恰も水利補償問題等も落着したる際にて漸く全部の承諾を得るに至れり、買収土地左の如し

水源敷地

所 屬 字	地 番	地 目	反 別	摘 要
玉名郡清里村大字牛水字下牟田	一、二九四	田	九・二九 <sup>畝</sup>	第一水源敷地
全	一、二八五	田	五・二〇	全
全 長洲町字大藤	二、	田	八・〇六	元第二水源敷地
全 清里村大字牛水字南道々	一、八三〇	田	六・二三	第二水源敷地
全 大字水野字蟹喰	七〇四	田	七・〇二	第三水源敷地
計			三、七〇九 <sup>反</sup>	

配水池敷地

所 屬 字	地 番	地 目	反 別	摘 要
-------	-----	-----	-----	-----



全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
字向牟田	全	大字牛水字北城口	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一、四八八ノ二	一、六六〇ノ二	一、六五二ノ二	一、六五〇ノ三	一、五二七ノ二	一、五〇三ノ二	一、五〇二ノ二	一、五〇一ノ二	一、五〇〇ノ二	一、四九七ノ二	一、四九五ノ二	一、四九四ノ二			
畑	田	田	山林	畑	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑			
〇八	〇六	〇六	〇三	二六	二四	一〇一	二四	一六	一八	二五	〇〇			

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	大字牛水字南城口	全	全	全	全	全	大字牛水字向牟田	全	全	全	全	全	全
一、四九三ノ二	一、四九一ノ二	一、四九〇ノ二	一、四八七	一、四八六ノ二	一、四八五ノ二	一、四八三ノ二	一、四八二	一、四五三ノ二	八〇三ノ二	七九〇ノ二	七九〇ノ二			
畑	畑	畑	畑	田	田	田	田	田	田	田	田	田		
〇七	〇三	二八	二四	二四	二〇九	〇二	一〇〇	〇六	一〇九	一〇三	一〇四			

	玉名郡清里村大字水野字下山	七〇ノ三	田	〇・二
	全 字蟹喰	七〇ノ二	田	〇・〇三
	全 字下山	七九ノ二	田	〇・〇三
計				二・九・二七
合 計				一〇・三・三三

之を地目別にすれば畑三反三畝十六歩山林一反五畝七歩田五反五畝歩にて買収費総て七千九百七拾四圓を要せり。

## 五 施 工 篇

### (一) 鐵 管 檢 査

鐵管検査は鐵管夫れ自体が上水道の根幹をなすものにて且つ又工事費中大部分を占むるものなれば之が検査の峻厳なるは言を俟たず、依つて下記規程に則り之を施行する傍更に嚴正を保障する爲め三井鑛業所に請ふて斯道に經驗ある者の立會検査をなせり、検査工營所は水道事務所内に置き大正九年九月より検査準備として鐵管小運搬用の軌條敷設、井戸掘、唧筒の据付、水壓試験器の取付等を爲し全年十月より検査開始せり、検査要項は管体の検査水壓延長、内徑、挿口承口の寸法重量等を順次検査す、而して其一條件たりと雖も様式に叶はざるものは採らず、只重量に於て合格重量より下最低重量間のものに對し減價して採用せり、而して後又施工に差支へなき限り切管を採用することゝなれり。

各直鐵管規定の重量左の如し

管 種	規 定 重 量	合 格 重 量	最 低 重 量
三 吋	一三三・〇〇 <sup>明</sup>	一二六・七〇 <sup>明</sup>	一二四・一〇 <sup>明</sup>
四 吋	一八五・五〇	一七六・一〇	一七四・四〇
六 吋	三五二・五〇	三三八・四〇	三三一・四〇
八 吋	五〇五・〇〇	四八四・八〇	四七四・七〇
九 吋	六二八・八〇		五九三・〇〇
十 吋	六八一・〇〇	六五三・八〇	六四〇・二〇
十 二 吋	八七六・〇〇	八四一・〇〇	八三三・五〇
低 壓 十 四 吋	一、〇七五・〇〇	一、〇三三・〇〇	一、〇一〇・五〇
普 壓 十 四 吋	一、二〇五・〇〇	一、一五八・八〇	一、一三二・五〇
十 六 吋	一、三〇〇・〇〇	一、二四八・〇〇	一、二三三・〇〇
十 八 吋	一、五五五・〇〇	一、四九二・八〇	一、四六一・七〇
二 十 吋	一、八〇五・〇〇	一、七三二・八〇	一、六九六・七〇

大牟田市上水道鑄鐵管仕様書 (上水協議會型)

第一條 直管は印籠接手に送り附屬寸法表に適合することを要す。

管体は眞直とし其断面眞圓にして内外面は同心圓たるべく且つ外徑に於て標準寸法を有すべし。

管の長さは承口を除き内徑五吋以内のものは拾呎とし内徑六吋以上のものは拾貳呎とす。

管は之を二種に分ち普通壓管及低壓管とし普通壓管は第二表の形狀寸法を有す。

第二條 異形管は第三表乃至第六表の形狀寸法に適合することを要す。

丁字管及十字管は連接部の鑄造を注意し形狀寸法等不規則ならざることを要す。

第三條 直管の厚さは標準寸法に對し内徑十四吋以下の管には十六分の一時以上の不足内徑十六吋以上の管には三十二分の三吋以上の不足を許さず。



異形管に對しては前項の變差に其の五割以内の増加を許すものとす。

第四條 直管の承口内徑及挿口外徑は標準寸法に對して内徑十四吋以下の管には十六分の一時以上の變差内徑十六吋以上の管は八分の一時以上の變差を許さず。

異形管に對しては前項の變差に其の五割以内の増加を許すものとす。

第五條 直管の重量は標準重量に對し百分の四以上の不足異形管は同じく百分の六以上の不足を許さず。

直管にありては百分の四以上百分の六迄異形管にありては百分の六以上百分の十迄の重量不足のものは一本の單價の千分の十五を減價採用す。但し此減價採用の數量は總數量の十分の一以内とす。

第六條 直管及異形管の外側一定の場所に水の字及製造所の名稱又は記號を高さ八分の一時以上に鑄出すべし。

但し特定したるときは管体一定の場所に凸狀面を鑄出し之に所要の記號數字其の他を鑄り付け又は鑄出するものとす。

不合格品に對しては前項の水字を削り落すものとす。

第七條 直管又は異形管に用ゆる鑄鐵は溶爐にて鑄返し劣等なる金屬を含まず其性質良好強靱にして粒狀平等に錐揉にし易く切斷し易きものなるべし。

第八條 強き試験の爲め鐵一流し毎に試験棒三箇を作り之を折摧することを要す。而して其試験成績は三箇の平均に依り之を定む。

前項の試験棒は幅二吋厚さ一時長さ廿六吋に造り徑間二十四吋の支へ及に載せ其中心に一千八百ポンド荷量を置きて之に耐へ且つ其折摧前〇・二七吋より少からざる撓みを示すものたるべし。

規定寸法に適合せざる試験棒に對しては試験成績を相當に加除すべし。

注文者に於て必要と認むるときは抗張強く試験すべし。此場合に於て其強さは斷面一平方吋に付一万八千呎より少からざるを要す。

第九條 直管は總て熔り型を用ひ承口を下にし相當の押湯を附し垂直の位置に於て鑄造すべし。

管は火色の未だ褪めざる間は鑄込杭より取り出すべからず、空氣に觸るゝ爲め

に生ずる不等の収縮を避くるに必要な時間は型枠の儘存置すべし。  
押湯の部分は工作機械を以て叮嚀に切取るべし。

第十條 直管及異形管は内外面共に滑にして瘤氣泡、砂庇其の他の欠点なきを要す。疵穴に詰金又は填金することを許さず。

第十一條 直管及異形管は充分に掃除したる後に小型鋸を以て製品検査を行ふべし。

異形管は監督技師に於て必要を認むる場合には切斷若くは破壊して其形状寸法を検査することあるべし。

掃除并に銷落し終らざる前に塗料を施すべからず。

第十二條 直管及異形管は内外面共にコールターピッチ及亞麻仁油の混合塗料を以て覆被すべし。放覆は滑にして光澤を有し寒暑に耐へ異状を呈せざるものとす。

塗料を施す前に爐に於て管全体を華氏三百度に熱し同温度の塗料液に浸す迄此温度を保有せしむべし。

前項の塗料液は相當なる液槽に於て華氏三百度に熱し置くべし。

第十三條 直管及異形管は其塗料乾燥したる後に水壓試験を行ひ且つ其水壓を保ちつゝ鋸打ち検査を行ふものとす。

前項の鋸は軟質の鐵類にて製し重量貳听以内長さ一呎半以下とし之を以て管体を軽く敲くものとす。

試験水壓は内徑二十吋は一平方時に付貳百听とし内徑十八吋以下の管には總て一平方時に付貳百五十听とす。

第十四條 フランジ管は前各條項に適合し第七條寸法を有す。

第十五條 挿口の部分に欠点あるも之を切斷するときは使用に耐ゆるものは請負人の費用を以て切斷し一本の契約單價を長十二呎のものは百四十四、長十呎のものは百二十にて除したるものを其有効長に乗して代價を定む。

第十六條 突縁管の突縁は總て整正平滑にして塗料を施す前に旋盤を以て接着面を叮嚀に仕上げ二線以上の「バツキング」止を施し全徑の突縁と凡ての点に於て正確に接合すべき様製作し之に相當する「ボールド」を附屬せしむるも

のどす。  
 「ボールド」は据込にして巻頭ナットを許さず而して其数は「ボールド」孔の半數に一割増すべし。

## (二) 水 源 工 事

水源地は大牟田市を去る約三里熊本縣玉名郡清里村に在り鑿井三ヶ所とす。

第一水源地 熊本縣玉名郡清里村大字牛水字下牟田

第二水源地 全縣全郡全村大字全字南道々

第三水源地 全縣全郡全村大字水野字蟹喰

而して第二水源地は元目論見書にある如く長洲町地内に設置すべき豫定にて、既試錐井を其儘源井として工營所敷地盛土工事を施工したるも其後事業施行上一ヶ村内に設置するを利益と認め全地と道路一筋を隔てたる清里村地内現在地區に変更設定せり。

鑿井工事 鑿井工事たるや適當の帶水層に着する迄地下數百尺を掘鑿するもの

にして特種の技術井に器具機械を要するものなれば日本鑿泉會社の請負工事とせり、各源井の掘鑿深度三百五十尺を標準とし逢着せる水量は一晝夜に各一万二千石以上の揚水可能なるものと定め第三第一、第二水源井の順序にて大正九年八月十日より着手し十年二月十六日三箇の鑿井を終れり、地層掘鑿は水壓式粘土水力應用旋廻鑿井機を使用す。

源井は「ケーシング」と「ストレーナ」より成りケーシングの上部は切斷し周圍井戸を設く、ケーシングは米國ナショナルサツプライ會社製造に係る拾貳吋二分の一軟鋼接鐵管にしてケーシングに接続して下部は最良の水層と認むるところに長さ八十呎内外に互りストレーナを沈置す、ストレーナ及ケーシングは鑄鐵製、レヂウサーを以て漏水せざる様充分接合し、兩者各個体間は約二十呎毎に同質のソケットにて接合す、ストレーナは帶水層に在りて即ち集水用を爲すものにして無數の細孔を有し其輪廓に三十二分の壹吋の間隙を有する眞鍮線を捲き砂粒の浸入を防ぐものとす、ケーシングの上部は前に述べたる井戸側(取水井)にし其内に唧筒を据付く各井同一方式なり。

**第三井掘鑿** 第三井は前記の如く最初に着工したるが標準深度迄掘進したるも豫定の湧水を見ざるを以て尙掘進繼續せるも地質頗る硬質にて掘進一日僅に一尺内外なりしが漸く突破して深度四百七拾五呎迄掘進し所期の水層に遭遇せるも湧水の適所たる四百六十七呎のヶ所を源井深度とし該位置迄鐵管挿入せりケイシングストレーナの連結左の如し。

一、四百六拾七呎 第三源井深度

八拾參呎四吋 ストレーナ(口徑拾吋)

參百八拾參呎六吋 ケーシング(口徑拾貳吋貳分ノ壹)

貫通したる地層左の如し。(上層より)

- |         |     |          |      |
|---------|-----|----------|------|
| 一、粘 土   | 一八呎 | 二、小 砂    | 一七呎  |
| 三、砂 利   | 二四呎 | 四、茶褐色粘土  | 一六呎  |
| 五、小 砂 利 | 二一呎 | 六、粘土砂利混入 | 一四九呎 |
| 七、砂     | 一三呎 | 八、砂 利    | 二二呎  |
| 九、粘 土   | 一二呎 | 一〇、砂     | 六 呎  |

- |            |     |          |     |
|------------|-----|----------|-----|
| 一、粘 土砂混入   | 四〇呎 | 二、砂 利    | 一一呎 |
| 一三、火山灰混入砂利 | 三二呎 | 一四、茶褐色粘土 | 一三呎 |
| 一五、砂       | 五 呎 | 一六、砂 利   | 五 呎 |
| 一七、粘 土     | 一二呎 | 一八、小 砂 利 | 三四呎 |
| 一九、粘 土     | 四 呎 | 二〇、小 砂 利 | 一三呎 |
| 二一、粘 土砂利   | 八 呎 |          |     |

**揚水試験** 右第三源井は一晝夜間に於て豫定水量一万二千五百石は自然湧出しつゝありしが最大揚水の試験を行ふ爲め揚水唧筒の最大能力を運轉せしめ量水器を三万三千九百三十石を量水する如く仕直し午前十一時より午後二時迄揚水試験を爲したるに此間湧水に不動なく三万三千九百三十石を揚水せり而して五日間更に揚水試験を行ひたる結果豫定水量以上の揚水可能なりき。

**第一井掘鑿** 第一水源は豫定深度迄掘鑿したるも適當の水層に達せざるを以て更に掘進することゝし四百七十三呎迄掘鑿したるに五十呎の水層を認めたるにより之を源井深度とせり。

第一源井深度  
 一、四百七十三呎  
 八十四呎三吋  
 三百八十八呎七吋  
 ケーシング(口徑十二吋二分ノ二)  
 貫通せる地層左の如し

地 質	地 層 厚	摘 要
一、粘 土(砂混入)	三九呎	
二、砂 利	二一呎	
三、粘 土	三 呎	
四、砂 利	三五呎	良好ノ水層ナレド採水セバ影響アリ
五、粘土砂礫混入	一四一呎	
六、粘 土(灰 色)	六 呎	
七、小 砂 利	三七呎	水層ナレド豫定水層ナシ
八、茶褐色粘土(砂利混入)	一三呎	
九、粘 土(砂礫混入)	五三呎	

一〇、砂 利	一八呎	
一一、砂 礫(火山灰混入)	四二呎	
一二、砂 礫	三五呎	良水層
一三、砂 (粘土混入)	一五呎	
一四、砂 利	一五呎	良水層

揚水試験 竣工後大正九年十二月十三日揚水試験を施行したるに豫定水量は充分にて、二時間半に亙り最大能力の唧筒運轉をなしたるに量水器の水位九寸(水量貳萬貳千石)にして此間湧水に異動無し、然して豫定水量揚水の場合に於ける水頭は地面下以六尺最大揚水の場合には地面以下七尺にして唧筒の運轉を中止せるに數秒時間にして復活す、時恰も干潮時なりし爲め自噴せざりしも水頭は僅に地面より三寸なり、最大揚水中第三源井の水頭を檢せしに地面より三尺にして水位に異動なく、影響を認めざりし。

第二井鑿井 第二水源井採水点撰定には地層の關係上頗る困難をなせり、標準深度即ち三百五十呎迄掘進したるも二百八十三呎より下位には適當の水層なし故

に掘鑿を標準深度迄に止むるとすれば二百八十三呎の内に四十九呎の帯水層あり、之より取水するとせば豫定の水量を得る見込なるも多少淺井の嫌ありて灌漑水に影響の有無は別とするも、事故に依り灌漑水に異動を生じたる場合の憂慮もあり豫定深度より更に百五十呎即ち五百呎迄掘進の覺悟を以て掘鑿續行したるも遂に四百呎のヶ所にて第三期岩層に逢著し掘鑿難澁絶望に至りたるを以て遂に前記二百八十三呎の内なる帯水層より採水することとせり、鑿泉會社の工事擔當者の意見書及陳情書につき此間の消息を審にすべし、(別紙地層附圖參照)

## 意見 書

第二源井は本日迄の掘進四百呎にして三百九十四呎より硬質となり、一日の掘進僅に五寸乃至三尺にして掘鑿中に於ける器械の運動其の他の狀況より第三紀砂岩と推測す、第一、第三源井に於ては四百七十八呎掘進して尙第四紀層なるに拘らず僅に直径六丁を去る現井にして百呎以上の高低を有する第三紀層の凸起ありとは少しく疑を生ずるを以て掘層を検査し判別せんと種々なる方法を講せしも質微細にして粘土水中に混じり分明せず斯る微細なる材料に依り構

成せる第四紀層にありては粘土若くば火山灰の堆積層にして前者は軟質後者は硬結し堅實なりと雖も斯の如く堅岩ならず而して火山灰の堆積層は噴火山の降灰に依るものなれば火山を去る殆んど同一距離なる第一、第三源井にも其撒布を見るに至當とす、結論としては假令火山灰の堆積又は第三紀砂岩兩者何れも流水の運搬作用に依り構成せし地質ならざるを以て此先掘進するも良好なる水層を得る見込なしと推定す。

## 陳 情 書

第二水源鑿井は去る一月十八日標準深度迄掘鑿を了し候處同月二十日付を以て標準深度以上五百呎迄の範圍に於て適當の水層を得る迄掘進すべき様御下命相成候に付引續き掘鑿中の處三百九十四呎より第三紀層に遭遇し去月三十一日迄四百二呎掘進仕候、此第三紀岩層を掘進するも適當の水層を得る見込少きを以て本月一日其旨御協議申上候處爲念今少しく掘進を試るべく御下命有之候に付引續き掘進仕候へども不相變硬質にして本日迄漸く二呎掘進益々第三紀砂岩たる事確め候而して本鑿井工事に使用中の水壓式旋廻鑿井機は穿岩

用には不適の爲め進行遅く加ふるに掘進中の振動に依り上層の砂利落下し錐の運轉を妨げ本日午後の如きは殆んど進行不可能の状態と相成候故に此先掘進せんとせば現在掘鑿せし部分にケーシングを挿入し上層砂利の落下を防ぐの必要を生じ候(穿岩用掘鑿機を使用の場合と雖も同じ)此の作業を施し以下掘進し不幸にして適當の水層なく已むなく上部水層より採水せんとする場合は一旦挿入せし「ケーシング」を引抜き更にストレーナを挿入すべき順序と相成候へども一旦挿入せしケーシングは土壓若くは砂利等の障害に依り引抜不能の實例多々有之候斯る場合は上層の水層を使用することを得ずして己むなく廢井となす外無之候故に本井の如き上層に適當なる水層を有する場合は斯る作業を適用致兼候事勿論の義に候へば今後の掘進を停止し上層二百八十三呎以内に於ける良水層より採水すべく工事を完成せしめ度候に付此段御詮議願上候也

大正十年一月四日

日本鑿泉會社技師 尾藤 關 三 郎

右事情に基き本井は二百八十三呎の深度に止め竣工の後三晝夜に互り揚水試験をなしたるに附近の灌漑井に影響を及ぼさずして揚水量一晝夜一万三千石以上にして不動無し。

**取水井** 各源井の上部三十尺は取水井にて(第二水源は三十四尺八寸)徑九尺圓筒形の井戸側を設く其下部五尺はケーシングを中心として混凝土を充填し夫より上方二十五尺を水溜りとし周壁は一尺五寸厚の煉瓦造りなり第二水源取水井は煉瓦周壁挿入の際粘土層の泥濘四尺八寸降下し爲めに夫れ丈け増築を要したり、**唧筒** 唧筒は三井製作工場の製作に係る最新式直立四段タービン式唧筒にて各井一臺尙一臺を豫備として第一水源地に備ふ取水井内に屹立せるケーシングを切り取り適宜の位置に唧筒を据付く該唧筒は揚水する傍送水する機能を有す、揚水能力毎分六十五立方尺揚水嵩三百三十呎廻轉數千七百五十五なり。

**揚水方法** 唧筒の上部は原動機に接し(原動機は電動機にして電氣事業中に詳記す)原動機の活動に依り唧筒内部に在るインペラは激甚なる廻轉をなし唧筒内部に浸入し居る水を押上管に排除すれば下部の水は壓力に依りて吸水管(六吋)に吸

收さる。

各源井の水頭は常に地表下十四尺乃至十二尺を上下しつゝありて、水頭低く唧筒吸水管の吸水し能はざる場合は押上管と送水管との間に在る制水瓣に依りて送水量を調節す。此場合取水井内に浮標管を泛べ之を吊して錘の上下に依り目盛を見て水頭を知る設備をせり。

逆流阻止瓣 三井中唧筒運轉を中止するとき送水の逆流を防ぐに阻止瓣を設く此の場合此の瓣は自動的に閉塞するものなり。

工營所 各水源工營所は田圃中に在りて地位卑きが故に盛土工を爲し周圍石垣を築き石垣の上煉瓦塀を廻らし「モルタル」を施す。

構内は柴切川産白砂を撒布し草等の發生を防ぎ清淨を保つ。家屋は番舎及唧筒室とす唧筒室は各同一様式にて平家建二十坪周圍板壁にて屋根は淺野スレート葺なり。各工營所敷地面積第一水源は四百五十九坪第二貳百參坪第三貳百拾壹坪なり。

### (三) 配 水 池

配水池は本市を距る約一里、玉名郡荒尾町大字大島字星穗山頂に在り、海拔百五十尺に位し水源地と本市との道途傍に在り。

池は軟岩磐より成る山頂を掘鑿し罅隙に在る塵芥土砂を充分に撤去し、全部混凝土(配合セメント一〇、細砂三〇、砂利六〇、火山灰〇・五)を以て池二個を築造す。混凝土と混凝土との間にはアスファルトを布き接着す。池の總容積十四万五千二百七十五立方尺二即ち片池の容積七万二千六百三十七立方尺餘にして内徑縦五十四尺五寸、横九十五尺二寸、深十四尺なり。總積は前記の如くなるも池を兩等分せる人道壁及流動壁を控除し更に深十四尺の内十三尺二寸を以て満水位(満水位を超へたるは水はパイプ管に依り自動的に池外に排出さる)となす爲め實際の貯水容積は十二万二千五百立方尺にて即ち満水の場合は壹萬八千八百六十五石の水量にて人口七万人に對し(一人一日平均使用水量三立方尺半と定め)十二時間の給水に



耐ゆ。

**池の構造** 人道壁は縦に通じ池を南北に兩等分す、等分せられたる各片池には五條の流動壁を設く、各壁は追次反對の方向に壁の一部を空け送水は間斷なく壁に添ふて浚流し配水管に流入するものとす、流動壁は壁柱に依つて支持され厚九寸煉瓦積にてモルタルを施す、池の上部は壁より壁へ半圓穹の混凝土にてアーチを成し、外壁は水壓に耐る様上巾三尺下巾六尺外面傾斜に擴大し足下より凡そ七尺突出して池の外姿を現はす。

**上置土工** 半圓穹の上即ち池の上部には厚二尺の盛土をなして扁平ならしむ、兩拱形の間は土砂盛最厚五尺、東西百一尺二寸南北百十三尺、人道壁上部は巾六尺高二尺一條の突堤を劃す。

**採光窓** 池の南北兩側面に直径一尺の圓形錠窓を流動壁に依りて區劃せられたる一室一個宛凡て十二個を設く、人道に立ち入れば採光窓より淡黄色の光を貯水暗黒面に投げて恰も夕陽沈むが如し。

**空氣抜** 上部半圓穹の一拱形に各三個人道壁上は通じて六個總て四十二個を設

け空氣の疏通を圖る。

**外 廊** 池の周圍は帆崎石を以て石垣を築く、濾過機設置の部分を除く、更に鐵筋混凝土の支柱を一間毎に設けて鍊鐵管を渡して周圍の手摺を作す、方二十五間北

部は濾過機上家を以て一部を塞ぐ爲め十五間なり。  
**人 道** 配水池の東昇降階段は送水鐵管線路にて該階段參拾間を昇りて工營所に達す、夫より更に混凝土の階段を上り鐵柵門扉を開けば人道壁入口の鐵扉に面す、仰げば前市長巖谷忠順の揮毫せる「潜龍窟」の文字を彫りて扁額を爲し西方裏面に廻れば同じく「水徳永亨」の文字を刻す。

#### (四) 濾 過 機 其 他

**濾過機** 濾過機は英國キャンデイ會社の製作に係るグラビタイ式にて構造巧緻頗る整備せるものなり、元水源地に設置すべかりしをタービン唧筒設置せる爲め配水池敷地に變更し池の北側に設置す、本機は錆止めを施したる鋼鐵製長方形の

タンクにして隔壁に據り五連に分つ、各一連の太サ長十六呎幅十呎深七呎にて各槽中には底より三呎八吋の位置迄細砂砂利を層布し尙ポーラライトを布く其の順序左の如し(下位より)

種 別	形 状	寸 法	装置量(厚)
一、砂 利	二、砂 利	二分ノ一時乃至四分ノ一時間	五 吋
二、砂 利	四、砂 利	四分ノ一時乃至十分ノ一時間	五 吋
三、洗 細 砂	三、洗 細 砂	十分ノ一時乃至二十分ノ一時間	四 吋
四、細 砂	四、細 砂	二十分ノ一時乃至三十分ノ一時間	十八 吋
五、ポーラライト	五、ポーラライト	二十分ノ一時乃至三十分ノ一時間	六 吋
六、砂	六、砂	二十分ノ一時乃至三十分ノ一時間	六 吋

ポーラライトは濾過機製造元のキャンデー社特製に係り、砂利砂は山口縣長府産にて上記の寸法規定の篩目を通してたるものにて其の質土氣を含まず、雲母質塵芥等の不純物及び水苔等附着せざる所謂一粒撰りのもの、品質堅硬形状圓みを帯びたるものなり之れ濾過作用の機能を充分ならしめんが爲めに外ならず。

濾過作用 濾過機は本市給水計畫の程度を考慮し製作方注文せしものにて速度は上記装置方法により二十四時間内に三十四万九千二百立方尺の水量を濾過する様構成さるれば水源の揚水設計二十四万五千立方尺に對し十立方尺の差あり配水池の貯水量十二万二千五百立方尺に對し二倍八分五厘に相當す。

水は地下數百尺深底の水層より揚水するものにて自淨作用を経たるものなれば水質素より良好なるも更に之を清淨ならしめんが爲め濾過機を設置せるものにて配水池外に達したる送水は直に池に入らず右折して濾過機室内濾過機に附屬せる十二吋管を通じ水槽中の樋に流入す樋を溢るゝ水は直ちに濾過層の上に送る、而して淨化されたる水及び作用の爲めに不淨となりたる水は槽外の制水弁の開閉に依りて自ら區分され淨水は十四吋管によりて配水池に送られ不淨水は濾過機下側部に設けられたる溝を傳ひて排出さる。

濾過砂洗滌 濾過作用を圓滑ならしむるに就き時々濾過砂を洗滌す、而して之が洗滌の爲めに濾過機に附屬して八吋セントリフュガル唧筒及び十七馬力半二百二十ポートルト三相交流六〇サイクルの電動機エーヤコムプレッサーを設置す、フ

ユガル唧筒の作用に依り壓搾空氣と清水を濾過砂の下部に送れば悪水は上部に浮び出でラツバ型の排除管により機外に排出さる。動力線及び室内配電線工事は電力供給の關係上東邦電力株式會社の請負に附せり。

**計量器及上家** ベンチュリメーター及上家乃至ベンチュリメーターチューブ等の設備は配水池の西側配水管に接続するヶ所に設置す。池を出づる給水は悉くチューブ管を通じ、チューブ管に於ける水壓により配水量は間斷なく計量器室内の自記器に表示さる。本メーターは英國ロンドン市ジョジケント會社に於て完全に製造されたる水柱式のものにして内徑二十吋配水管に取り付くべきものとして左記條件に適合し精巧優美のものにして價格亦六千餘圓なり。

- 一、最大流量毎壹時間 八百立方米突
- 一、最少流量毎壹時間 六十立方米突
- 一、ベンチュリ管の中心線に於ける静水高 最大二四呎 最少一一呎
- 一、計量室床面に於ける静水高 最大一五呎 最少二呎

自記器は同會社のA型千九百十二年式と稱する「コムバインド、ダイヤグラム、エンド、カウンタ、レコーダ」型にしてダイヤグラムは一週間に壹廻轉し毎時間立方米突を以て流量を表示す。因に上家は奥行二間間口一間半の鐵筋混凝土造りなり。

**濾過機上家** 上家は鐵骨を以て組立て川崎式網張り混凝土壁にて屋根は淺野スレート葺なり。上家設置の場所は突兀たる山上の事なれば風力に耐ゆる様頗る堅牢に建築せるものなり。

### (五) 鐵管布設

鐵管布設は大別して送水線布設及配水線布設の二とす。

**送水線布設** 玉名郡清里村各水源より口徑九吋の鐵管を以て起り、第一水源地脇にて十四吋送水本管に合し、夫れより牛水縣道に出で之より北走約二里荒尾町大鳥星穗山なる配水池に至る。

**配水線布設** 配水本管は二十吋鐵管を以て配水池を出で三川町縣道を北に諏訪川底を通じ市内本町六丁目にて不知火町へ十八吋本町へ十四吋を分岐す十八吋管は有明町にて十六時に落ち五月橋に至る配水池より五月橋迄の間を配水本管とし此間沿道給水の爲め六吋鐵管を并列布設す。

配水本管より各方面へ支線分派の状態左の如し。

十六吋管(自有明町至五月橋迄)

十八吋管(自本町六丁目至有明町四ツ角)

支線其一 十四吋管(自本町六丁目至本町一丁目思案橋川底ヲ通シテ止ム)

全 其二(部西北) 十吋管(思案橋ヲ通シタル十四吋管ニ接続シ市内北部舊橋須天神町ニ至ル)

全 其三(部東北) 十吋管(十六吋管末ニ接続シ五月橋下川底ヲ通シ旭町ヲ經テ通町一丁目ニ至ル) 八吋管(通町一丁目ヨリ通町二丁目ニ至ル)

全 其四(部東南) 十吋管(有明町四ツ角ヨリ元町ニ出テ上官町ノ直ニ至ル)

全 其五(部西) 六吋管(本町四丁目ニテ十四吋管ヨリ分岐シ大正町ヲ曲折シテ新地町ニ至ル)

而して之等本支線より四吋三吋管を市内縦横に布設して殆んど餘道なし且つ管

末は成るべく行詰りを作らず彼此相通じて常に水の循環を保つこととせり。

**連絡管** 市内への給水は本町六丁目にて二十吋より分岐せる十八吋管(有明町にて十六吋)及び本町通りの十四吋管を通じざるなしされば此の兩線の内何れか万一故障ある場合は其方面に於て断水する故に之が融通を圖る爲め市内を縦貫せる鐵道下五ヶ所を掘鑿して暗渠及開渠底工事を施し鐵管を貫通して兩者の連絡を採る。

**三川町布設** 三川町は當初より同町の一部給水區域に編入されある爲め配水本管に添ひて六吋管を布設し其他は四吋及び三吋管を布設す。

**制水瓣** 給水引込工事其他故障の場合一部断水する爲め配水管各要所に夫々制水瓣を設置す總て四百二十三個。

**消火栓** 給水區域内凡そ六十間毎に一個を設置し近傍見易き所に消火栓標識を掲げ栓の所在を知らしむ栓數四百七十三個なり。

**排氣瓣** 急勾配布設等に依り水の氣泡を抜ぐ保安装置として排氣瓣を設置す第一第二水源の間第一第三水源の間各一個送水本管に於て牛水一有明村倉満二、

益永一、荒尾町ニヶ所、配水本管に於て四ツ山下早米來に貳ヶ所之を設置す。  
 配水管追加 上記の内配水鐵管布設は實施期に入りて市内道路家屋の狀勢計畫當時と異なるあり、之に適應せん爲め四度追加延長を實施し或は豫定線の一部を廢止せり依つて布設の時期を分つて五期とす延長廢止の關係左の如し。  
 (當初の豫定計劃布設を第一期と定む)

時 別	第一期		第二期		第三期		第四期		第五期		延長差引計
	延	廢止	延	廢止	延	廢止	延	廢止	延	廢止	
二十時	二、五四〇										二、五四〇
十八時	三、四〇八										三、四〇八
十六時	一、三〇〇										一、三〇〇
十四時	二、〇三二										二、〇三二
十二時	二四〇										二四〇
十時	三、四五六										三、四五六
九時	三、六六六										三、六六六
計											

時 別	第一期		第二期		第三期		第四期		第五期		延長差引計
	延	廢止	延	廢止	延	廢止	延	廢止	延	廢止	
八時	三、二〇〇										三、二〇〇
六時	一九、四四〇										一九、四四〇
四時	七、五五二		一、四六五								九、〇一七
三時	二四、五三八		三、五〇〇		五、五五〇		三、六五〇		二、八三六		三三、一七〇
計	一八〇、八六六		二七、一五〇		三、〇〇〇		一〇、五五〇		八、二四〇		二二、八三六

鐵管接合 鐵管接合は鐵管の承口と挿口との間隙に鉛を溶し込み充分ヤーンをカシメて漏水なき様接合す、勾配若くは道路曲折の場所は九十度、四十五度、二十二度半、十一度四分ノ一、四種の曲管を適宜連結し、十字街路、丁字街路等は十字形若くは丁字形の管を以て相互連結す。  
 丁掘繼手掘 鐵管埋設の深さは地上熱を避くる爲め凡て鐵管の上部二尺以上の覆土をなす様左の如く管種に従つて丁掘繼手掘を作す。

時 別	深	サ	丁掘上巾	丁掘敷巾	丁掘一 間當	り掘上土砂

三	四	六	八	九	十	十	十	十	二十
时	时	时	时	时	时	时	时	时	时
二	二	二	二	三	三	三	三	三	四
尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺
五	五	七	八	三	三	五	五	八	尺
寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸
一	一	一	二	二	二	二	二	三	三
尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺
七	七	九	二	五	五	六	九	一	五
寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸
一	一	一	一	一	一	二	二	二	二
尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺
四	四	六	七	九	九	二	四	六	九
寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一	一	一	二	二	二	二	三	三
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八	八	三	五	一	一	三	五	〇	五
寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸

又接合作業の場合に於ける継手掘は參時四時直管は二本陸繼とし他は全部継手掘にて接合す継手掘左の如し。

道路復舊 鐵管埋設に就ては道路堤塘水面石垣等凡て路線に當るものは悉く掘

三	四	六	八	九	十	十	十	十	二十
时	时	时	时	时	时	时	时	时	时
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺
三	三	三	四	四	四	四	四	五	五
尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺
五	五	五	一	一	一	一	一	一	一
寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸
二	二	三	三	三	三	四	四	四	四
尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺
八	八	三	三	三	三	四	四	四	四
寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸
二	二	二	二	二	三	三	三	三	三
尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺
四	四	六	七	九	九	二	四	六	九
寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	六	七	七	八	八	一	一	一	一
五	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸

り割るものにして治水交通等に關係ある爲め之が復舊は最も嚴重に施工を要せり線路掘鑿は略當日の豫定布設鐵管延長に相當する丁掘繼手掘を作し布設前進する傍掘鑿土を埋め戻し充分搗固め且つ不陸なき様施工し其上一間當り砂利・〇五坪を撒布す。

之等施工に際しては縣郡町村等夫々管轄官公衙に埋設許可申請し當局の指示に則り施行せり。

送水鐵管埋設に關する熊本縣知事指令

- 一、鐵管埋設ノ爲メ道路ヲ掘鑿スベキ個所ハ土質ノ許ス限リ可成急勾配ヲ以テ之ヲ掘下グルコト但シ所定ノ長幅深ノ外鐵管繼手ニ當ル箇所ハ鐵管細工ノ働キ得ル限度ニ於テ大ナラシムルコトヲ得。
- 二、日日ノ工程ヲ計リ掘鑿シタル個所ハ必ズ當日埋戻スベシ。
- 三、工事中不已得事故發生シ掘鑿シタル部分ノ埋戻ヲ即日行フ事能ハザル場合ニハ相當ノ掩蓋ヲ施スカ又ハ其掘鑿シタル個所ニハ柵等ノ類ヲ設ケ危險ナカラシムルコト。

- 四、掘鑿ヲナス道路ニハ通行ニ差支ヘナキ様可成一側ニ五尺以上ノ幅員ヲ存セシムルコト但シ止ムヲ得ザル場合ハ假道ヲ設ケ通行ニ支障ナカラシム。
- 五、掘鑿ノ箇所埋戻ニハ土砂ヲ以テシ草木根其他塵芥又ハ大石ヲ含マシムベカラズ、而シテ埋戻ノ際ニハ約一尺毎ニ充分搗固ムベシ。
- 六、埋戻ヲ了リタル路面ハ克ク平均シ縣道ニハ掘鑿幅員ニ應ジ幅約九尺厚平均貳寸ノ砂利敷工事ヲ爲スベシ砂利ノ品質ハ土木管區員ノ検査ヲ受ケ又工法モ其指揮ヲ受ケ施行スベシ。

福岡縣知事指令

- 一、砂利敷巾ハ路面掘割計畫幅ノ二倍以上トシ厚三寸トス
  - 二、掘割ハ現路面ノ表土ヲ約四五寸通り掘り取り適宜ノ場所ニ堆積シ置キ然ル後下層土砂ノ掘割ヲ爲シ上層土砂ト下層土砂ヲ混同セザルモノトス。
  - 三、埋戻ハ下層土砂ヲ充分締メ固メヲ爲シツ、路面ヨリ約二三寸低ク仕上ゲ後表土ヲ厚四五寸通り敷均シ充分締固ノ上所定ノ砂利ヲ撒布スルモノトス。
- 改良工事施行ノ箇所ニ對シテハ栗石徑三寸以上ノモノ厚六寸以上更ニ其上ニ

砂利厚三寸ヲ敷均スモノトス。

但締固ノ際ハ充分濕氣ヲ與ヘ殘餘ノ土砂ハ取除ヲナスモノトス。

尙締固ニ就テハ第三管區ノ指圖ヲ受クベシ。

四、上敷砂利ハ硬質ノ碎石又ハ篩砂利ニシテ徑一寸五分以下トス。

五、上敷砂利ハ現場ヘ搬出ノ上第三土木管區ヘ届出デ検査ヲ受ケタル後撒布スルモノトス。

但シ掘割手前豫メ所要數量ヲ調査シ置クモノトス。

六、道路掘鑿距離ハ三十間以内トシ之ガ埋戻ヲ爲シタル上進行スルモノトス。

七、諏訪川護岸石垣仕戻ハ混凝土練築トス。

八、諏訪川堤防内鐵管埋設ニ就テハ馬踏及夫レヨリ河底ニ至ル間ハ相當ノ混凝土

支臺ヲ設ケ鐵管ハ混凝土ヲ以テ被覆スルモノトス。

九、工事着手及成功ノ際ハ第三土木管區ヲ經テ届出デヲ爲スモノトス。

## (六) 布設線路工事

鐵管線路は即ち鐵管埋設の路線にて鐵管布設と分離すべからざるものなれど特種の工事を施したるものあれば別項として記述するものとす。

鐵管線路は大體公道に依るを原則としたるも特種の場所は民有地を買收し埋設線路を築造し或は鐵道下には暗渠及開渠底工事を作す等諸種の施工をなせり。

水源地より配水池に至る所謂送水線路は初め二線を畫せり。即ち一は長洲町地内元第二水源地より牛水第一水源地を経て水野字蟹喰第三水源地に至り夫れより有明村大字益永本村等現路線の東部村落を通じ荒尾町宮内に出で左折して鐵道踏切を通じ大島に至り四ツ山東麓を紆り星穗山の北側より配水池に達する線、其二是第二、第三水源地に連絡し牛水縣道に出で鐵道に沿ひて縣道を猫宮増永等を經、荒尾町鐵道踏切を貫き出目宮内に出で大島を経て配水池に達するものなり、而して比較考査の結果第二線を探り豫定線となせり、然るに實施期に入り、配水池東北路線民有土地買收困難の爲め炭鑛有地を利用することに承諾を得て、配水池東南方より配水池に達する樣路線を變更せり。

配水線路は布設に於て述べたる通り配水池下早米來より縣道に出で市内へ至る



本線より分岐せる支線に依り道路縦横に網羅す、而して右送水線配水線の内鐵管線路として特種の施工をなしたるもの下記の如し。

**水源鐵管連絡線路** 水源地鐵管線路は第二水源地より第一水源地へ、第三水源地より第一水源地へ至る二線とす。右二線は第一水源地に達する前、思案橋脇に於て一線に合す。此の兩線は里道の存するあるも幅員狹少、地勢崎嶇にして迂曲甚しき爲めに一部里道に依る外民有地を買収し、巾一間の道路を築造し、河堀、溝等には暗渠及び石垣等を築造せり。特設道路延長五百五十八間にして内譯左の如し。

第一號線 二百七十間 第一、第二水源地間

第二號線 二百八十八間 第一、第三水源地間

**四ツ山送水線路** 四ツ山送水線路は配水池山麓炭鑛社宅道路より配水池迄の登山線路の工事にて延長三十間約三十度に傾斜し、道路巾一間を開拓し、兩側に排水路を設く。排水路底は混凝土にて溝縁は割石を築造す、而して同所は急勾配の爲め道路保護上土留工事の必要を生じ、中央に巾二尺の石段を設け、兩側に張芝をなし、配水池昇降道路の用を爲すと共に側溝は溢水等を放下する用を務む。

**諏訪川鐵管保護工事** 本工事は三川町地内諏訪川約三十間の川底を所謂二十吋配水本管を通ずるものにして、工事の種類は土砂及岩磐掘鑿水面締切り塗喰、混凝土、石垣工等を含む。

同所は諏訪川水が直に海に注入する所にして海潮干満の關係ありて難工事の一たり。丁掘繼手掘は河底概ね岩磐なる爲めダイナマイトを以て破壊掘鑿し、川中より川岸へ土俵を積み、堰堤を築造し、干潮を待ちて堤防中の水を水車にて排出し、鐵管の埋設をなしたるが、施工當時恰も送水線路中大島川にても鐵管埋設施工中にて大島川の流水を堰き止めある爲め大島川水は諏訪川に流入し、干潮時と雖も流水多く且つ川底に水溜りありて之が止水乃至排水等諸種の作業に依り漸く對岸に鐵管貫通することを得たり。

### 諏訪川中工法

一、本工事は三川町地内諏訪川底へ二十吋鐵管を布設するものにして、鐵管布設後相當の鐵管保護工事をなすものとす。

二、丁掘繼手掘は土砂岩石共圖に倣ひ開鑿し土砂の部分に掘下げ貳尺毎に土留枠を施し充分密に板裏埋をなし河底のヶ所は岩石面の塵泥を能く掃除し練粘土を敷き土俵を積重ね水面締切上をなすものとす。

三、土留枠材料埋め板は正一寸以上又は脊板の厚きもの梁は松杉末口四寸以上とするも塙所に依り係員の指定する寸法ある強材を使用するものとす。

四、水面締切り土俵は吠を用ひ吠には充分土を詰め込み細締をなし積重ね合端は練粘土を挟み小蛸を以て搦固め申止めをなすものとす。

五、締切土俵は下巾四通りを長に敷き上巾貳通り充分町嚀に施行し置き鐵管布設後復舊工事の上取除くべし。

六、在來石垣及裏込石は掘鑿の際順次破損なき様取除き指定の場所へ保存し復舊工事に使用するものとす。

七、石垣復舊工事は石積合端胴付及石垣面より一尺内外セメント一、砂三、の割合の「モルタル」を以て練積となし、裏込石等舊石垣に倣ひ石垣裏埋土砂は八寸段に地均をなし小蛸を以て搦固め町嚀に施行すべし。(以下略)

鐵道下暗渠工事 本工事は鐵道下を横斷掘鑿し鐵筋混凝土の暗渠を作り鐵管を貫通せしむるものにして施工中は殊に人馬の往來汽車の通行等に妨げざる様施工を要し難中の難工事たり、而して本工事の假桁工事は鐵道局に委託し他は市と協力施行せり、暗渠施工箇所は七ヶ所の豫定なりしが工事の都合上五ヶ所とし他に開渠底工事をなせり。

- 一、玉名郡荒尾町鐵道踏切第十七號 暗渠工事
  - 二、大牟田市不知火町鐵道踏切第一號 暗渠工事
  - 三、全 築町鐵道踏切第七十二號 暗渠工事
  - 四、全 築町鐵道踏切第七十號 暗渠工事
  - 五、全 有明町鐵道踏切第七十四號 暗渠工事
  - 六、全 魚町 開渠底工事
  - 七、全 旭町、築町鐵道路切 開渠底工事
- 鐵道下鐵管貫通に關する施工法及び鐵道局長の指示左の如し。

鐵道局長指示事項

- 一、水道鐵管敷設ハ左ノ七ヶ所トス(場所略)
- 二、本工事ハ鐵道下ニ鐵筋混凝土暗渠ヲ築造シ其ノ内部ニ鐵管ヲ布設スルモノトス。
- 三、暗渠ハ軌道中心ヨリ左右八尺五寸以上ノ點迄築造スルコト、シ之ガ構造及線路下鐵筋混凝土覆蓋ノ距離等總テ出願添付設計圖及工事方法ニ據ルコト、但シ踏切第十七號箇所暗渠ハ實施ニ際シ敷設鐵管ノ大サヲ示シ且ツ鐵道線路トノ關係ヲ表シタル詳細圖(寸法記入シタルモノ)ヲ差出シ當局ノ承認ヲ受クベシ。
- 四、暗渠築造及鐵管布設工事ノ爲メ左記工事ハ市ノ負擔ヲ以テ當局ニ於テ施行スルニツキ其費用ハ熊本保線事務所長ノ指定スル方法ニ依リ支拂ハルベキコト、線路内掘鑿ニ伴ヒ假桁軌條挿入及撤去工事並ニ工事中番人ノ給料、踏切張板ノ一時移轉及復舊工事。
- 五、前號工事施行ニ伴ヒ所要ノ物件ハ大牟田保線區主任ノ指示ニ從ヒ隨時現場へ供給セラルベキコト。

六、左記工事ハ大牟田保線區主任ノ指揮監督ヲ承ケ市ニ於テ其負擔ヲ以テ施行セラルベキコト。

七、當局ノ都合ニ依リ何時ニテモ本承認ヲ取消シ又ハ承認條件ヲ増減變更スルコトアルベシ。

八、當局ニ於テ必要アルトキハ何時ニテモ市ノ負擔ヲ以テ暗渠ノ改築、修築、廢止、鐵管ノ撤去、移轉、變更其他必要ナル防護工事ヲナスコトヲ要求スルコトアルベシ。

九、市ノ都合ニ依リ鐵管撤去ヲ要スルトキハ豫メ申出デ當局ノ承認ヲ受クベシ、鐵管及暗渠ノ修繕其他加工ノ場合又同ジ。

一〇、市ガ本承認ニ依ル義務ヲ怠ルトキハ當局ニ於テ施行スルニ依リ其費用ハ當局ノ指定ノ通り市ニ於テ支拂ハルベキコト。

一一、敷設鐵管及之ニ關聯シタル工事ニ基因シ當局ニ損害ヲ及ボシタルトキハ當局指定ノ通り市ニ於テ賠償セラルベキコト。

一二、當局事業ノ爲メ施設物ニ損害ヲ及ボスコトアルモ當局ハ其責ニ任ゼザルコト。

一三、工事着手ノ時ハ前以テ又竣工シタルトキハ竣工圖添付其旨大牟田保線區經由

鐵道踏切暗渠工事仕様

- 一、本工事は豫め鐵道局の指示を受け施行するものとす。
- 二、軌條下部は豫め枕木及工字形桁又は六十封度軌條を以て補強し然る後根掘をなし側壁は板を以て土留工を施すべし。
- 三、根掘をなす區域は暗渠側壁外貳呎以上とす。
- 四、基礎は圖面に倣ひ砂利を用ひ充分搗固むべし。
- 五、鐵筋は良質の軟鋼たるべし。
- 六、鐵筋に附著せる浮錆、油脂、塵芥等凡て鐵筋と混凝土との附着力を殺滅するものは之を取去るべし。
- 七、鐵筋を枉ぐるには加熱すべからず。
- 八、鐵筋は兩端を徑に應じて二吋以上折曲ぐべし。
- 九、鐵筋組立は圖面に倣ひ正確を旨とし交叉点は總て二十二番亞鉛引鐵線四卷以

上を以て接合し縱鐵筋の接合は徑の四十倍以上重複せしめ二十二番亞鉛引鐵線を以て充分に巻くべし。

- 一〇、混凝土表面より主要鐵筋中心点迄の距離は貳吋とす。
- 一一、型枠据付は正確堅固を期し型枠内面及合端は鉋削りとなし不陸を去り漏水せざる様施行す。
- 一二、型枠は松並一寸板を用ひ貳呎毎に支持すべし。
- 一三、混凝土の配合はセメント一、砂一、砂利四の割合とす。
- 一四、セメントは良質の「ホルトランドセメント」にして風化せざるものたるべし。
- 一五、砂は細砂にして其質堅硬且つ泥土塵芥等を混入せざるものたるべし。
- 一六、砂利は其質堅硬にして徑四分の一時以上一時以下にして細大適度に混合す。
- 一七、混凝土は必ず監督員の許可を得たる練台上にて練合すべし。
- 一八、混凝土練混は練台上に定量の砂を置き所定の細砂を加へ全部一様の色彩を呈する迄能く空練したる後清水を加へ三回以上練合し所定の濕りたる砂利を加へ三回以上練合すべし。

- 一、混凝土を充填するには鉄筋の配列位置繼目及交叉点等を正確に齊整したる後  
是等に狂を生ぜざる様混凝土を填充し鉄筋の周圍及型枠に接近する部分は特  
に注意して凝混土の普及する様施行すべし。
- 二、鐵管枕は鐵管一本に付き二ヶ所にして厚一呎とす。
- 三、鐵筋混凝土は底及側壁を先づ施工し蓋は鐵管敷設後別に之を施行すべし。
- 三、混凝土は一區劃内可成引續き施行すべし、若し已むを得ずして一時工事を中止  
する場合は其面に可成多數の凹凸を作り置き次回始業前清淨に洗滌し薄き膠  
泥を敷均し混凝土を加へ該所にて強度の減せざる様注意すべし。
- 三、混凝土は施工中雨雪に直接暴露せざる様注意し尙施工を終へたる部分は夫に  
荏類にて蔽ひ膠泥の硬化する迄濕潤を保たしむべし。
- 二、型枠は施工後七日にして係員の指揮を受け取去るべし(以下略)
- 迂廻道路 玉名郡荒尾町有明村増永より磯に通ずる送水線路狹隘にして鐵管埋  
設の際は牛馬諸車交通不可能となりたる爲め迂廻道路六丁餘里道を修理して往  
來に供したり。

### (七) 水 源 動 力 線

水源揚水用の唧筒運轉は電動機に依る、而して之が動力線架設工事は電力の供給  
者たる熊本電氣株式會社の請負に附し第一期第二期に分ちち施行せり。

- 第一期工事 自熊本電氣株式會社長洲變電所至 電線路亘長一哩〇六
- 第二期工事 自清里村大字牛水第一水源地唧筒室 電線路亘長〇哩七二

施設認可 右施行につき大正十年二月十七日各期工事落成期限(第一期十年五月二十日)  
を定め自家用電氣工作物施設認可及電氣事業法準用願を逓信大臣に申請し四月  
十三日許可及認可あり。

次で工事の都合上工事落成期限の延期(第一期十年七月三十一日)届をなし、第一期工事落  
成と共に通水を急ぐ爲め使用許可の件電報許可稟請したるに七月二十六日許可  
あり依つて全月三十日より受電開始第一水源唧筒運轉送水を開始せり、第二期工  
事は工事の都合上更に落成期限の延期届出をなし落成の上夫々手續を了し受電

開始するに至れり。

設備装置概要

電気方式 交流三相三線式

最大電圧 三、〇〇〇〔ヴォルト〕公差百分の四

端子電圧 電動機端子電圧三、〇〇〇〔ヴォルト〕電燈用電圧一〇〇〇〔ヴォルト〕

架空電線路構造

高●電●線●B●S●#●一●二●七●本●撚●裸●硬●銅●線●及●B●S●#●一●二●七●本●撚●第●一●種●絶●縁●電●線●

低●電●線●B●S●#●一●二●第●一●種●絶●縁●電●線●

電●話●線●B●S●#●一●〇●裸●硬●銅●線●

電線架設 電柱は末口五寸以上の杉材を使用し其長さの六分の一以上を地中に埋込み其尖頭に赤色三重ピン型碍子を以て動力線の一本を支へ夫れより一尺下りて樺材腕木の兩側に二尺の距離に於て動力線を支持し更に其二尺下部に電話用腕木を取付く其地表上の高を十八尺以上保たしむ。

而して平均柱間距離百五十尺最大柱間距離百七十七尺を限度とす尙電柱四本目毎に電線路と直角の方向にB S 六番亞鉛引鐵線五條より成る支線を設け十二本目毎に電線路の方向にB S 六番亞鉛引鐵線五條より成る支線を設く。

其他鐵道及他の架空弱電流電線路と交叉する場合は電気工作物規程により夫々施設せり電柱六十五本。

變壓器

型 コ、アタイプ

容 量 五〇〇〔ワット〕

一次電壓 三、〇〇〇〔ヴォルト〕

二次電壓 一〇〇〇〔ヴォルト〕

相 單 相

周波數 六〇〔サイクル〕

冷却法 油冷却

個 數 常用一個  
使用目的 電 燈

電 動 機

種 類 交流誘導電動機

容 量 出力八十馬力

電 壓 三、〇〇〇〔ヴォルト〕

電 流 一三、五〔アンペア〕

相 三 相

周波數 六〇〔サイクル〕

廻轉數 毎分千八百廻轉〔同期速度〕

個 數 四個〔内一台豫備〕

保 安 装 置

電動機室引込口〔ディスコンネクティング〕ス井ツチ〔チョウキングコイル〕及びコルギヤツプアレスタ―を装置し電動機の過負荷其他の場合に作用する自動油

入開閉器を装置す、電動機鐵台は第一種地線工事、配電盤測定器用變壓器、變流器及電燈用變壓器の二次線は第二種地線工事に依り接地す。

保 安 装 置 通 信 用 電 話

B S 一〇裸硬銅線架空二線式一回線にして架空送電線路の下部に添架し動力線との垂直距離を二尺以上たらしめ電柱五本毎に交叉法を施せり。

電話機 二個 保安装置として各引込口に開閉器及五アンペア可熔遮斷器二五〇〔ミリアンペア〕以下にて動作する熱線輪流三〇〇〔ヴォルト〕にて動作する避雷器を使用す。

送 電 上 の 責 任 分 界 點

熊本電氣株式會社長洲變電所内に装置する引出口〔ディスコンネクティングス井ツチ〕を送電上の責任分界點とし其開閉は會社にて保持す。

唧筒室配電線 送電工事落成の上三井鑛業所へ室内配電線工事の請負をなさしむ各水源唧筒室に於て受電に必要な引込装置を爲し受電盤及同上所要品を装置し并に八十馬力の電動機運轉に要する配電盤及附屬物を据付け之等に要する

電線の接続をなす、又點燈設備として同用變壓器及電線接続工事をなせること前記の如し。

之を要するに長洲町變電所よりの送電は第一水源地唧筒室に在る受電盤に受電し受電盤のスキッチ轉換により第二第三水源地唧筒室及第一水源同室にも備へある配電盤に送電し電動機「コンベーター」の作用により電動機に接する唧筒の運轉を開始し場水するものなり。  
配水池構内なる濾過砂洗滌用の電力線工事に關しては別項配水池濾過機の條項に述べたれば略す。

### (八) 専用電話

水道敷設中は勿論將來に互り水源地配水池及事務所三者の間諸般通信を要するに依り私設専用電話架設の件大正八年十一月十七日稟請し全年十二月主務大臣の許可を得下記の命令書の交付あり。

#### 大 牟 田 市

大正八年十二月十八日付話第三、二一四號許可狀ニ依り本命令書ヲ下附ス。

第一條 許可ノ有効期間ハ許可狀下附ノ日ヨリ五ケ年トス、但シ期間終了ノ日ヨリ六ケ月前ニ期間ノ伸長ヲ出願スルトキハ之ヲ許可スルコトアルベシ。

第二條 遞信大臣ハ私設電話ノ全部若クハ一部ヲ政府ノ經營ニ係ル電話ニ變更セシムルヲ適當ト認ムルトキ又ハ公益上必要ト認ムルトキハ許可ノ全部若クハ一部ヲ取消スコトアルベシ。

前項ニ依リ許可ヲ取消ス場合ニハ許可ノ失効トナルベキ日ヨリ三ケ月前ニ其旨私設者ニ通知ス。

第三條 前第一項ノ場合ニ於テハ既設ノ電話工作物ヲ以テ政府ノ經營ニ係ル電話ニ供用セシムルコトアルベシ。

第四條 遞信大臣ハ他ノ電信電話ノ施設者ガ其ノ線路ヲ施設スルニ方リ公益上必要ト認ムルトキハ私設者ニ屬スル電線路ノ共用ヲ命ズルコトアルベシ。  
前項ノ場合ニ於ケル共用ノ條件ハ當事者協議ノ上之ヲ定メ其協議調ハザル



トキハ逓信大臣之ヲ定ム。

第五條 本命令書ニ基キ爲シタル處分ニ因リ私設者ニ於テ履行スベキ義務ノ爲メニ生ズル費用ハ總テ私設者ノ負擔トス、本命令書ニ基キ爲シタル處分ニ依リ私設者ニ於テ損害ヲ受クルコトアルモ其賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ。

第六條 逓信大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハ此ノ命令書ノ條項ヲ増減變更スルコトアルベシ。

右命令ス

大正八年十二月十八日

逓信大臣 野田 卯太郎

施設概要 當初其の電線路を大牟田市不知火町水道事務所より牛水下車田第一水源地を経て第二水源地に至るを本線とし、荒尾町大島にて配水池へ、第一水源地より第三水源地への兩線を支線とし、架設を終りたるが、後動力線施工と共に第一水源地より第二、第三水源地に至る間は既設工作を撤去し動力線に添架せり變更及施設の概要左の如し。

機械の種類及箇數 デルビル電話機五個、携帯電話機一個。

線路の亘長

一 従前の分 六千九百十間。但し大牟田市水道課より第一水源地を経て第二水源地に至る本線六千三百十七間——荒尾町大字大島字星穂山なる配水池に至る支線二百四十三間——第一水源地より第三水源地に至る支線三百五十間

一 變更線路 六千八百四十三間。但し大牟田市水道課より第一水源地を経て第二水源地に至る本線六千三百二十三間——配水池に至る支線は同前——第一水源地より第三水源地に至る支線二百七十七間。

架空線地下線の別

架 空 線

回線方式

復線式一回線

線條の種類太サ延長并に保安装置方法

従前の分 線條は百磅硬銅線延長一万三千八百二十二間保安機十二號型保

安機

變更の分 第一、第二、第三水源の間は裸硬銅線BS一〇線とす他は従前の儘、延長一万三千六百八十六間、保安装置は各引込口に開閉器及五アンペア可熔遮断器二百五十ミリアンペア以下にして動作する熱線輪交流三百ヴォルトにて動作する避雷器を使用す。

機械設置場所(變更を要したる分)

元、清里村牛水字平瀉一、四四七番地ノ四

現在 牛水字下牟田一、二九四番地(第一水源)

元 長洲町大字二番地

現在 牛水字南道々一、八三〇番地(第二水源)

變更理由 第一、第二水源地工營所の電話機施設場所變更は右工營所の位置變更に依るものにして第一、第二、第三水源地工營所間線路經過地の變更は動力線施設に添架したるに依る。

添架電話事項

添架電話機設置場所 前記變更の分

添架電話機の種類 デルビル型壁掛電話機

添架電話線の太さ及種類 BS#一〇裸硬銅線架空二線式一回線

添架方法 高壓架空電線路動力線腕木の下部二尺の距離に於て二寸角樺材腕木を取り付け其兩端に白色二重碍子を以て電話線を支へ其地表上の高を十六尺以上に保たしむ。

添架電話線路の亘長 六百四十五間一六。

添架電話保安装置 電線路變更に記載の通り。

添架すべき電話線路 牛水字下牟田第一水源地より南道々第二水源地に至る架空二線式一回線右は兩地間の高壓架空電線路電柱第三七號より五一號迄添架。

牛水字下牟田第一水源地より第三水源地に至る架空電線路二線式、右は兩地間高壓架空電線路柱第三八號より六一號迄添架。

添架理由 當市水道用水源地熊本縣玉名郡清里村大字牛水字下牟田第一水源地と全村字南道々第二水源地及び全村水野字蟹喰第三水源地との間は道路狹隘なるにも拘らず上水道用私設電話線路及動力用高壓架空電線路を建設せるを以て兩者の混線を惹起し易く、故に之を避くる爲めと且つ巡視維持並に交通上何れも同一支持物に添架するを尤も有利且つ安全なるものと認めたるに依る。尙之に依る通信方法は一回線に連続し相互間は信號點數に依り直接呼出し得るものなり。

## 六 經 營

臨時水道課 大正八年四月一日より臨時水道課を設置し水道費を特別會計として取扱ひ水道事務執行手續、勞力物品、敷設工事請負規程、水道委員規程其他事業經營に必要な諸規程を制定し事業の執行に當れり、水道部組織は助役を以て課長に充て庶務、工務會計の三係を置き更に鐵管検査、鐵管敷設、水源地配水池各工營所を開設し施工に當れり、大正十年八月通水以後に於ては別に給水係を置き經常事務の執行をなせり、而して事業執行の主腦たる市長は前市長巖谷忠順大正十年七月任期滿了退職に就き次で現市長岩井敬太郎就任し前助役吉田齊大正十一年七月退職につき現助役竹尾英敏其後を襲ひ兼て水道課長に任し水道敷設事業後半の經營に當れり、執行に關する諸規程下記の如し。

水道委員會 重要事項を審議する爲め大正八年十月水道委員七名を市會より選舉し大正十年五月改選更に十二年七月十七日改選を行へり委員會を開催する事九十二回(大正十二年六月二十日迄)審議事項無慮數百件擧げて數ふべからず。

水道敷設ニ關スル處務規程

第一條

水道敷設ニ關スル爲メ市役所内ニ臨時水道課ヲ置ク。

第二條

臨時水道課ニ庶務係會計係工務係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス。

庶務係

- 一、文書ノ受理及發送ニ關スル事。
- 一、會議ニ關スル事。
- 一、圖面帳簿其他書類ノ整理及保管ニ關スル事。但シ工務係ニ屬スルモノヲ除ク。
- 一、統計及報告ニ關スル事。
- 一、水道誌編纂ニ關スル事。
- 一、人事ニ關スル事。
- 一、歲入出豫算編成ニ關スル事。
- 一、起債ニ關スル事。
- 一、土地買收ニ關スル事。

- 一、宿直其他課内ノ取締ニ關スル事。
- 一、諸規則ノ制定又ハ改廢ニ關スル事。
- 一、工事請負工事材料其他物品ノ購入、不用品賣却ノ入札執行又ハ契約締結ニ關スル事。
- 一、收支命令及出納検査ニ關スル事。
- 一、前各號ノ外他係ニ屬セザル事項。

會計係

- 一、物品購入ニ關スル事。
- 一、物品ノ受渡及保管ニ關スル事。但シ工務係ニ屬スルモノヲ除ク。
- 一、不用品ノ處分ニ關スル事。
- 一、請負保証金入札保証金ニ關スル事。
- 一、前各號ノ外調度會計ニ關スル一切ノ事項。

工務係

- 一、工事設計ニ關スル事。

- 一、工事監督ニ關スル事。
  - 一、工事材料並ニ機械器具ノ試験及検査ニ關スル事。
  - 一、職工人夫備入ニ關スル事。
  - 一、建築及修繕ニ關スル事。
  - 一、工事ノ實施ニ關スル事。
  - 一、工事請負及工事材料其他物品ノ購買ニ關スル事。
  - 一、工事材料機械器具等ノ受渡及保管ニ關スル事。
  - 一、製圖及測量ニ關スル事。
  - 一、設計仕様書及圖面其他關係書類ノ保管ニ關スル事。
  - 一、工事出來型検査工程ニ關スル事。
  - 一、工事竣工明細書ニ關スル事。
  - 一、前各號ノ外工事ニ關スル一切ノ事項。
- 第三條 臨時水道課ニ課長ヲ置キ助役ヲ以テ之ニ充ツ。
- 第四條 本規程ニ定ムルモノ、外市役所處務規程ヲ準用ス。

附 則

第五條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

水道敷設ニ關スル吏員定數規程(大正八年五月三十一日發布  
大正十一年三月二十八日改正)

第一條 水道敷設ノ爲メ本市有給吏員定數規程ニ定ムル外左ノ有給吏員ヲ置ク但シ市長ハ豫算ノ範圍ニ於テ之ヲ増減スルコトヲ得。

技師 一人

技手 七人

書記 九人

第二條 前項ノ外顧問技師一人囑託技師三人以内ヲ置ク事ヲ得。

附 則

第三條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大牟田市臨時水道課事務執行手續

第一條 水道事務ハ本手續ニ依リ取扱フモノトス。

第二條 工事ヲ施行セントスルトキハ既定ノ計畫ニ基キ工事吏員ニ於テ工務係ノ指示ヲ受ケ實施工事設計書(書式第一號)ヲ作成シ仕様書并ニ平面圖縱橫断面圖明細圖ヲ調製添付シ左記各項ヲ具シ市長ノ決裁ヲ受クベシ。

一、施行方法(直營又ハ請負)

二、工事着手期及竣工期日

三、其他必要ノ事項

輕微ノ工事又ハ仕様書ノ記載ニ依リ施工方法ノ明瞭ナルモノハ圖面ノ一部又ハ全部ヲ省略スルコトヲ得。

第三條 設計書ハ目別ニ作製シ工種ニハ節ヲ掲グベシ。

第四條 工事直營施行ノ決裁アリタルトキ又ハ請負契約確定シタルトキハ該設計書仕様書圖面等ヲ所管工務所ニ送附シ工事ヲ施行セシムベシ。

第五條 工務所ニ於テ工事設計書類ノ送附ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ工事材料ノ所要時期藏置場所等ヲ量定シ材料請求書(見本又ハ圖面并ニ豫定價格ノ

必要アルモノハ添付)書式第二號)ヲ以テ會計係へ請求受領スベシ臨時ニ要スル物品又之ニ準ス

第六條 工務所主任ハ工事ニ着手シタルトキ及其竣工シタルトキ直營ニ係ルモノハ直チニ市長へ報告シ請負ニ係ルモノハ請負人ヨリ届書ヲ徴シ之ニ副署シテ市長ニ報告スベシ。

第七條 請負工事竣工シタルトキハ工務係及庶務係立會検査ヲ執行スベシ但シ輕微ナル工事ハ工務所主任ヲシテ検査セシムルコトヲ得直營工事ニ付テ亦本條ヲ準用ス。

検査済ノ上ハ市長へ検査報告(書式第三號)スベシ。

第八條 本規程ニ依リ取扱フベキ物品ハ左ノ二種トシ特ニ使用ノ目的アルモノハ其區分ニ依ル但物品ノ稱呼及單位ハ別ニ定メタルモノニ依ル。

一、工事用具機械

二、工事用材料

備品消耗品取扱ニ關スル事ハ別ニ之ヲ定ム。

第九條 現在貯藏ノ物品ハ倉庫其他堅牢ナル鎖鑰ヲ施シタル場所又ハ函ニ格

納シ損傷腐蝕セザル様常ニ注意シ在品目錄ヲ備置クベシ。

但シ倉庫へ格納シタル物品ハ散亂セザル様整頓シ其數量ヲ木札ニ掲グ之ヲ側ニ立テ置クベシ。

第十條 物品保管ノ責任者ハ左ノ通りトス。

一、工營所へ配給セザル在庫品ハ會計係、

二、工營所へ配給セシモノハ所管工營所上級書記、

三、各自専用ノモノハ其使用者、

四、借用ニ係ルモノハ會計係及工營所上級書記。

第十一條 工事材料ニシテ二工事以上ニ使用スベキ全一ノ材料ハ其所要數ヲ積算シ混合購入貯藏シ必要ニ應ジ配給スルコトヲ得。

第十二條 購入物品ハ工務係及庶務吏員立會ノ上検査シ檢收報告書式第三號ニ依リ市長へ報告スベシ但工務係立會シ難キ場合ハ工營所主任若ハ物品請求者ヲシテ立會セシムルコトヲ得。

物品検査済ノ上ハ木材類ニハ檢印ヲ打チ入レ其他ノ材料ハ適當ナル方法ヲ以テ検査済ナルコトヲ明示スベシ。

第十三條 不用又ハ其他ノ事故ニ依リ返納ヲ要スル物品ハ其事由ヲ詳記シタル返納証ヲ添付シ會計係へ返納スベシ。

第十四條 物品ヲ製作シ又ハ形体ヲ變更シタルトキハ直ニ出納簿へ登記シ製作日誌(書式第四號)ヲ作成シ庶務係へ提出スベシ。

第十五條 器具機械ハ總テ番號ヲ付シ烙印ヲ捺スベシ但其品類ニ依リ他ノ方法ヲ用ヒ或ハ番號ヲ省略スルコトヲ得。

第十六條 物品ヲ亡失毀損シタルトキハ保管責任者ノ理由書ヲ徴シ事實ヲ調査シ市長ノ決裁ヲ受クベシ。

第十七條 保管ノ責アル者故意又ハ怠慢ノ爲メ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ辨償ノ責ニ任ズ。

第十八條 辨償金額ハ買入代價ニ依リ買入代價ノ知リ難キモノハ鑑定ニ依リ之ヲ定ム。

第十九條 毀損又ハ使用ニ堪ヘザルモノ若クハ不用ニ屬シタル物品ハ市長ノ  
決裁ヲ受ケ賣却又ハ棄却スベシ。

第二十條 各工營所ニ於テ工事施行ニ要シタル材料ニシテ滅却セザル不用品  
ハ其數量及見積價格ヲ附シ不用品整理簿(書式第五號)ニ依リ整理スベシ。  
本不用品ヲ他ノ工事又ハ物品製作ノ爲メ使用スルトキハ整理簿使用欄ニ登  
記シ新ニ使用セシ工事ノ報告及製作日誌ニ朱書ニテ登記スベシ。  
再ビ工事ノ使用ニ適セザルモノ又ハ使用ノ目的ナキモノハ工營所主任ハ賣  
却其他ノ處分ヲ爲スヲ便宜ト認ムル意見ヲ具シ市長ノ決裁ヲ受ケ處置スベ  
シ。

第二十一條 物品保管者ハ年度内ニ出納シタル材料受拂(書式第十九號)器具機  
械統計(書式第二十號)ヲ調製シ翌年度四月三十日迄ニ庶務係へ提出スベシ。

第二十二條 工營所主任ハ工事設計書ニ示ス箇所別ニ(目毎ニ)使用スベキ材料  
ヲ受領シ使用毎ニ(細節別ニ)日報(書式第六號、第七號、第十三號)ヲ作製シ庶務係  
へ報告スベシ。

第二十三條 會計係ハ工事用材料ヲ工事設計書ニ示ス工事ク所別(目毎ニ)購買  
整理スルモノトス。

第二十四條 工事設計書ニ示ス所別(目毎ニ)購入セシ材料ハ重要ナルモノニ關  
シテハ市長ノ決裁ヲ經テ彼此流用スルコトヲ得。

流用モシ材料ハ組替傳票(書式第八號)ヲ作製シ庶務係へ報告スベシ。

此ノ場合ニ於テハ會計係ハ組替憑書(書式第九號)ヲ作製シ市長ノ決裁ヲ受ケ  
收入役へ交付スベシ。

第二十五條 物品ノ供給ヲ命ズルトキハ契約及請求書ヲ徵スルモノ、外ハ注  
文傳票(書式第十號)ヲ供給者へ對シ發行スベシ供給者ハ現品ヲ納入シタルト  
キ注文傳票へ主務吏員ノ認印ヲ受ケ代金請求書へ添付スルモノトス。

第二十六條 會計係ヨリ物品ヲ各工營所へ送付スルニハ送付証(書式第十一號)  
ヲ以テスベシ。

各工營所主任ハ送付証ト現品ヲ照合シ送付書ノ一片ノ受領証ニ月日ヲ記入  
シ受領印ヲ捺シ直ニ會計係へ返送スベシ。



第二十七條 各工營所主任ハ一ヶ月間ノ工事工程ヲ調査シ翌月五日迄ニ報告書(書式第十二號第十三號)ヲ作製シ市長ヘ報告スルモノトス。

第二十八條 各係員又ハ各工營所ヨリ提出スル文書ハ總テ工務係及課長ヲ經由スベシ。

第二十九條 各工營所ニハ出勤簿(職工工夫定備人夫)ヲ備ヘ勤怠ヲ調査シ毎月五日迄ニ前月分ヲ市長ヘ報告書式第十四號)スベシ。

第三十條 各工營所ニハ日誌(市ノ處務規程ニ示ス様式ニ準據ス)ヲ備ヘ天候其他工事施行ノ概況及臨時事件等必要ナル事項ヲ記載スベシ。

第三十一條 各工營所主任ニ於テ所員ニ工事ヲ擔當セシメントスルトキハ豫メ課長ノ承認ヲ受クベシ。

第三十二條 工事擔當者工事ノ都合ニ依リ時間外ニ從業セシメントスルトキハ其理由ヲ詳記シ豫メ主任ノ差圖ヲ受クベシ。

第三十三條 工事擔當者ハ工事野帳(書式第十五號)ヲ備ヘ使役職工工夫人夫ノ姓名(供給人夫ハ其人員賃金歩合及工事用品ノ使用工事ノ工程其他必要ナル

事項ヲ記載スベシ。

工事野帳ハ工營所主任ニ於テ時々之ヲ点檢スルヲ要ス。

工事野帳ハ必要ニ應ジ之ヲ交付ス其使用ヲ終リタルトキ又ハ更迭ノ際ハ工營所主任又ハ後任者ニ引繼グベシ。

工事野帳ノ返納ヲ受ケタルトキハ主任ニ於テ尙之ヲ調査シ保管ノ手續ヲナスベシ。

第三十四條 工事擔當者ハ工事終了ノ後工事野帳ニ依リ第二十三條ニ示ス日報二通ヲ作製シ翌日之ヲ主任ニ提出スベシ。

工營所主任ハ記載事項ノ正否其他必要ノ調査ヲナシ工事用品ノ使用ニ就テハ取扱主任之ヲ調査シ其一通ヲ庶務係ニ提出スベシ。

第三十五條 工事受負人又ハ物品供給者怠慢ノ爲メ期間内ニ成工又ハ供給ノ見込ナシト認メ其他必要ノ場合ニ於テ特別ノ處分ヲ要スト認ムルトキハ當該主任ハ遲滞ナク意見ヲ具シテ市長ノ指揮ヲ受クルヲ要ス。

第三十六條 備人其他工事關係ノ職工工夫人夫ニシテ公務ノ爲メ死傷シタル

トキハ臨機ノ處置ヲ施シ速ニ其顛末ヲ市長ニ報告スベシ。

第三十七條 庶務係ハ各工營所ヨリ提出セシ日報及日誌ヲ調査シ工事臺帳(書式第十六號)ヘ登記スベシ。

但シ整理科目ハ別ニ定メタルモノニ據ル。

各工事主任ハ工事臺帳ヲ備ヘ置キ自己主管ノ工事出來高ヲ細節ニ區分登記スベシ。

第三十八條 庶務係ハ前年四月一日ヨリ三月三十一日迄ニ竣工シタル竣工明

細書(書式第十七號)第十八號第二十號)ニ依リ五月三十一日迄ニ作製スベシ。

第三十九條 物品購入ノ必要アルトキハ購入伺書式第二十一號)及其他ノ書類ニ依リ相當ノ手續ヲ經テ購入スルモノトス。

第四十條 各工營所ニ於テハ一時限リノ職工工夫人夫ニ對シ職工工夫人夫  
点檢簿(書式第二十二號)ヲ備ヘ日日使役シタル職工工夫人夫ノ氏名價格ヲ記  
載スベシ但シ請負供給ニ係ルモノハ供給職工工夫人夫点檢簿(書式第二十三  
號)及出面簿(書式第二十四號)ニ記載シ出面簿ニハ請負人ノ差出シタル出面帳

ト契印ヲ施スベシ。

第四十一條 工事施行ノ急速ヲ要スルトキ若クハ有利ト認メタルトキハ課程  
勞働ヲ採用スルコトヲ得此場合ニ於テハ當該主任ハ豫メ其施行セントスル  
部分ニ對シ第二條ノ書式ニ準シ工事ノ分量單價金額等ヲ示シタル仕譯書ヲ  
調製シ有利ト認ムル場合ハ尙其計算ノ基礎ヲモ明示シ市長ノ裁決ヲ受クベ  
シ。

課程勞働ハ一人歩ノ賃金ヲ單位トシ之ヲ換算スベシ。

第四十二條 鐵管理設ケ所丁掘請負ニ係ルモノハ其出來形ヲ主務吏員ニ於テ  
之ヲ檢査受領シ請負人ヨリ提出スル(書式第二十五號)丁掘受授簿ヘ主務吏員  
ノ認印ヲ爲シ丁掘工程簿(書式第二十六號)ヘ請負人ノ認印ヲ爲サシムベシ。

主務吏員ハ丁掘檢收報告書(書式第二十七號)ヲ毎月二回會計係ヘ報告スベシ。

第四十三條 本手續ニ依ルノ外ハ總テ大牟田市處務規程ヲ準用ス。

第四十四條 各係ハ左記ノ帳簿ヲ備付ケ整理スベシ。

庶務係

工事 臺帳

會計 係

歲出整理原簿

工事費歲出計算表

保管金整理簿

鐵管受拂簿

材料受拂簿

其他諸表及補助簿

水源 地工營所

器具機械臺帳

材料受拂簿

歲出整理簿

配水池工營所

工事 臺帳

歲出整理內譯簿

雜 收 入 簿

物品 購入 簿

器具機械臺帳

支出 命令 簿

工 事 臺 帳

不用品整理簿

其他諸表及補助簿

材 料 受 拂 簿

器具機械臺帳

歲 出 整 理 簿

鐵管敷設工營所

鐵管布設臺帳

器具機械臺帳

歲 出 整 理 簿

鐵管檢查工營所

器具機械臺帳

鐵管受拂簿

不用品整理簿

其他諸表及補助簿

材 料 受 拂 簿

不用品整理簿

其他諸表及補助簿

材 料 受 拂 簿

其他諸表及補助簿

(以上諸書式略)

大牟田市臨時水道課物品取扱手續 (大正八年八月一日制定)

第一條 所用物品ヲ分テテ備品消耗品ノ二種トシ其購入及出納ハ本手續ニヨリ整理スベシ。

第二條 會計係、工務係及工營所物品取扱主任ハ工事用器具機械及工事用材料ノ外本手續ニ依ル物品ヲ出納保管スルモノトス。

第三條 會計係ハ出納簿書式第一號第二號ヲ備ヘ置キ日々受授スベキ物品ヲ証憑書類ニ據リ登記シ其出納ヲ明ニスベシ。

第四條 備品ハ總テ番號ヲ付シ所印ヲ烙記スベシ。但其品類ニ依リ他ノ方法ヲ用ヒ或ハ省略スルコトヲ得。

第五條 物品取扱主任ハ備品配與帳書式第三號及消耗品受拂簿書式第四號ニ依リ自己取扱物品ノ受授ヲ明ニスベシ。

第六條 物品ノ購入ヲナサントスルトキハ物品購入經伺簿書式第五號ニヨリ經伺ノ上購入スベシ。

第七條 工營所委任事項ニ依リ物品ノ購入ヲ爲シタルトキハ工營所主任ハ其都度物品購入報告書式第六號書ヲ作成シ市長ニ報告スベシ。

第八條 凡ソ貯藏供用ノ物品ハ會計係又ハ物品取扱主任各自使用ノ物品ハ各自自保管ノ責ニ任ズベシ。

第九條 轉免等ノ場合又ハ不用ニ歸シタル物品ハ直ニ返納書ヲ添ヘ會計係又ハ物品取扱主任ニ返納シ死亡ノ場合ハ係主任又ハ工營所主任ニ於テ返納ノ手續ヲナスベシ。

第十條 物品亡失毀損シタルトキハ會計係又ハ物品取扱主任ハ其保管者ヲシテ事由書ヲ提出セシメ故意又ハ怠慢ノ結果ニ依ルモノナルヤ否ヤヲ調査シ意見ヲ付シテ處分方ヲ市長ニ稟議スベシ。

第十一條 貯藏ノ物品倉庫又ハ鎖鑰アル場所ニ藏置シ每品區劃配置シ点檢ニ便ナラシムベシ。

第十二條 物品取扱主任ハ毎年十二月末日現在ノ備品現計表書式第七號ヲ翌年一月二十日迄ニ作製シ會計係ニ提出スベシ。

會計係ハ自己取扱ニ係ルモノト併算シ一月末日ニ市長ヘ提出スベシ。  
第十三條 會計及物品取扱主任ハ毎年三月末日ニ於テ前年四月一日以降一ケ年間ノ取扱ニ係ル消耗品ノ出納計算書書式第八號ヲ作製シ翌月末日迄ニ市長ニ報告スベシ。

第十四條 會計係及物品取扱主任交替ヲ爲シタル時ハ前任者ハ第十二條第三條ニ準シ事故ノ生ジタル日ヨリ十日以内ニ物品出納計算書ヲ提出スベシ。但前任者死亡其他ノ事故ニ依リ自身計算書ヲ調製シ能ハザル場合ハ市長ハ他ノ吏員ヲシテ之レヲ調製セシムベシ。

第十五條 市長ハ毎年一回又ハ臨時必要ト認ムルトキ検査員ヲ命ジテ物品検査ヲ執行セシメ其成蹟ヲ具申セシムベシ。

第十六條 不用ニ屬スル物品及毀損シテ修繕ヲ加ヘ難キ物品ハ會計係及物品取扱主任ハ意見ヲ具シ處分方ヲ市長ヘ稟議スベシ。

第十七條 郵便物發遣ハ郵便配遣簿書式第九號ニ登記シ郵便切手ハ切手受拂簿書式第十號ニ依リ受拂ヲ明ニスベシ。

第十八條 本規程ノ外ハ大牟田市臨時水道課工事及勞力物品供給受負規程並ニ他ニ定ムルモノニ依ル。

(書式省略)

市告示第五七號 (大正八年九月二十九日議決  
大正九年四月三十日市第四一號ヲ以テ改正)

大牟田市水道敷設工事及勞力物品供給請負規程

第一條 本規程ハ水道敷設費ニ屬スル家屋建築、土木工事及勞力物品ノ供給請負ニ適用スルモノトス。

第二條 前條ノ請負ハ公入札又ハ指名入札ニ付シ契約ヲ爲スモノトス。但シ左ノ場合ニ於テハ指名請負ニ付スルコトヲ得。

一、豫定金高參百圓未滿ノ工事又ハ勞力物品供給。

二、臨時至急ヲ要スル工事又ハ勞力物品ノ供給ニシテ入札公告ノ猶豫ナキ時。

三、特種ノ技術ヲ要スル工事又ハ特種ノ物品購買ノトキ。

四、再入札ニ付シ落札ニ至ラザルトキ。

五、公入札又ハ指名入札ニ附スルヲ不得策ト認ムルトキ。

第三條 公入札ハ左ノ方法ニ依リ施行ス。

一、公入札ハ七日以前ニ場所及開札日時ヲ新聞紙ニ掲載又ハ其他ニ依リ適宜

廣告ス。

- 二、入札ヲ爲サントスルモノハ廣告指定ノ場所ニ就キ仕様書品附及計畫圖又ハ工事現場等ヲ熟覽シ其ノ示ス處ノ雛形ニ倣ヒ封書ヲ以テ提出スベシ若シ事故アリテ他人ニ代理セシムルトキハ必ズ委任狀ヲ携帯セシムベシ但シ受任者ハ一人ニシテ二人以上ノ代理トナルコトヲ得ズ。
- 三、開札ハ入札者ノ面前ニ於テ之ヲナスモノトス但開札時間ニ入札人缺席スルコトアルモ缺席ノ儘開札ス。
- 四、開札後ハ違算誤記其他何等ノ事故アルトモ引換又ハ訂正スルヲ得ズ。
- 五、入札ハ最寡額ヲ以テ落札トス同價ノ入札ヲ爲シタル者二名以上アルトキハ其ノ同價ノ入札人ヲシテ追加入札ヲ爲サシメ落札者ヲ定ム追加入札ノ價格仍同ジトキハ抽籤ヲ以テ定ム但シ豫定價格ニ超過セシトキハ之ヲ採用セズ。

六、入札書ニ記載スベキ物品代價ハ汽車汽船運賃、保險料、陸揚費其他指定ノ場所ニ於テ受授ヲ終ル迄工事請負ニアリテハ材料運賃、工費其他工事竣工ノ

上受授ヲ終ル迄ノ一切ノ費用勞力供給ニアリテハ人夫職工募集費、旅費、人夫ノ住宅及手数料等迄ヲ見込ミタルモノトス、但シ特ニ費用負擔ノ明示ヲナシタルトキハ此限りニアラズ。

七、入札書ニ記載スベキ價額ハ總金高ヲ以テスベシ單價等ヲ記入スルモ其ノ記事ハ無効トス、但シ勞力供給ニアリテハ貳拾歲以上五拾歲未滿ノ男子ニシテ身體強壯ニシテ其ノ業務ニ堪フルモノノ一人一日ノ賃金ヲ請貫フベキ總人員ニ乗ジタルモノヲ記入スルモノトス。

八、入札書ハ書留郵便ヲ以テ提出スルコトヲ得此場合ニ於テハ封書ノ表面ニ朱書ヲ以テ「入札書」ト明記スベシ、但シ指定ノ日時ヲ經過シ到着シタルトキハ無効トス。

九、入札書ハ差出後金額ノ増減又ハ取消等申立ツルコトヲ得ズ、但シ開札時限前ニ於テ市長ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限りニアラズ。

一〇、入札金額豫定價格ヲ超過スルトキ又ハ入札ヲ取消シタルトキハ即時若クハ更ニ日時ヲ定メ再入札ニ附スルコトアルベシ。

第四條 入札書ハ保証金ヲ提供シタル後差出スベシ。  
入札保証金ハ各自見積金額ノ百分ノ五以上トス但シ圓位未滿ノ端數ハ圓位ニ切上ルモノトス。

入札保証金ハ大牟田市收入役へ納入シ其ノ受領證ヲ提供スルモノトス。

第五條 左ノ各項ニ觸ル、者ハ入札スルコトヲ得ズ。

一、丁年未滿ノ者。

二、公權剝奪又ハ停止中ノ者。

三、家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權ノ決定ヲ得ザル者及身代限り處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘザル者。

四、直接國稅年額五十圓未滿ノ者及貳ケ年以上其ノ業務ニ經驗ナキ者。但シ勞力供給及參千圓以下ノ工事並物品供給ニ關シテハ此限りニアラズ。

第六條 左ニ掲グル入札ハ無効トス。

一、金額氏名ニ確認シ難キモノ。

二、記名調印ナキモノ。

三、入札保証金ガ第四條第三項ノ步合ニ充タザルモノ。

第七條 入札ノ際入札者間ニ於テ利益ノ分配ヲ爲シ又ハ約諾シタル者ハ入札スルコトヲ得ズ但シ落札後ニ於テ本條ノ所爲アルコトヲ發見シタル時ハ其落札ヲ取消スコトアルベシ。

第八條 入札保証金ハ開札後還付ス但シ落札者ノ入札保証金ハ契約締結ノ上之ヲ還付ス。

第九條 落札者ハ一定ノ雛形ニ倣ヒ契約書ヲ作成シ市長ヨリ指定スル日迄ニ契約保証金ヲ添へ差出スベシ若シ其期限ヲ過ギ本條ノ手續ヲ爲サザルトキハ該入札ハ無効トス。

前項ノ契約保証金ハ水道委員會ノ議決ヲ經テ市長ニ於テ之ヲ減免スルコトヲ得。

契約書ニハ物品代價仕譯書、工事請負ニアリテハ工事費内譯書ヲ添付シ勞力供給ニアリテハ一人當リノ賃金ヲ記入スベシ。

本契約書ニハ相當資産ヲ有シ市長ノ承認ヲ得タル身元確實ナル保証人ヲ設

クベシ。

第十條 落札者其ノ落札ヲ辭シ又ハ期日以内ニ契約ヲ締結セザルトキ及第七條ニ依リ落札ヲ取消シタルトキハ入札保證金ハ市ノ所得トス。

第十一條 受負契約締結以前落札者死亡シ其正當相續人ニ於テ契約締結期日内ニ繼承ノ旨申出ザルトキハ其落札ヲ取消シ入札保證金ハ相續人ノ請求ヲ待テ之ヲ還付スベシ但落札ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過スルモ尙還付ノ請求ヲ爲サザルトキハ入札保證金ハ市ノ所得トス。

第十二條 契約保證金ハ請負金額ノ百分ノ拾以上トシ計算上圓位未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ圓位ニ切上ルモノトス。

第十三條 入札保證金及契約保證金ハ現金ヲ以テ納付スベシ前項保證金ハ公債證書、勸業債券又ハ市長ノ承諾ヲ得タル約束手形若クハ銀行ノ預金證券(持參人拂)ヲ以テ代納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ公債證書ハ額面ノ拾分ノ九、勸業債券ハ額面ノ拾分ノ八ヲ以テ計算スルモノトス。但シ現金ヲ以テ納入セシモノハ其ノ期間ノ利子ヲ附セズ公債證書及勸業債券ニアリテハ市ガ遞

信省ニ保管預入ヲ爲シタル場合ハ其仕拂ニ屬スル利札ハ現金トシテ拂戻ヲ爲スコトアルベシ。

第十四條 契約保證金ハ契約履行後擔保期間經過ノ上ニアラザレバ還付セザモノトス但シ勞力及物品供給受負金高五千圓以上ニ係ル契約保證金ヲ内端還付ヲ願出ルモノアリタルトキハ契約遂行ノ見込ミアルモノニ限り左ノ割合ニ依リ還付スルコトヲ得。

一、契約金高十分ノ四以上ニ相當スル物品納入及勞力供給濟ミノ上ハ契約保證金高ノ十分ノ三以内。  
二、契約金高十分ノ八以上ニ相當スル物品納入及勞力供給濟ミノ上ハ契約金高十分ノ六以内。

第十五條 許可ヲ得ズシテ竣工及物品調達ノ期日ヲ延バスコトヲ得ズ若シ天災其他止ムヲ得ザル場合ニ於テ延期ヲ乞フ者アルトキハ市長ハ之ヲ審査シ相當ト認ムルトキハ更ニ延期ヲ許可スルコトアルベシ。

第十六條 工事並ニ勞力物品供給請負金ハ契約履行濟ノ上仕拂フモノトス但



シ請負人ヨリ内端金ノ拂渡請求アルモノハ期日内ニ契約履行完結ノ見込ミアルモノニ限り左ノ制限ニ依リ拂渡スコトアルベシ。

一、工事及物品供給請負金高五百圓以上ハ貳回、貳千圓以上ハ參回、四千圓以上ハ四回、七千圓以上ハ五回、一萬圓以上ハ六回トス、但シ工事ニアリテハ出來形検査濟物品供給ニアリテハ検査濟ニ對スル金額ノ八歩以内トス。

二、物品供給ニシテ分納ノ契約ヲ爲シタルモノハ其分納毎ニ前項ノ例ニ依ルモノトス。

但シ物品ノ種類ニ依リ檢收濟金額ノ全部ヲ仕拂フコトアルベシ。

三、鐵管埋設ケ所丁掘及勞力供給請負ニアリテハ檢收及供給濟ニ對スル金額ヲ一ヶ月二回トス。

四、請負金仕拂殘金ハ契約履行濟ノ上仕拂フモノトス。

但シ前各項仕拂ノ結果生ズル錢位未滿ノ端數ハ切捨ツルモノトス。

仍ホ鐵管購入ニ限り必要アルトキハ市長ハ水道委員會ノ議決ヲ經テ購入代金ノ幾部ノ前渡ヲ爲シ且ツ購入物品到着ニ依リ其ノ代金ノ幾部ヲ拂渡

スコトヲ得。

第十七條 工事ハ堅牢精好ヲ旨トシ渾テ主任者ノ監督ヲ受クベシ若シ工事契約書ニ違ヒタルコトヲ發見シタル場合ニ於テ改造ヲ命ズルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ改造ニ關シ生ズル損害ハ請負人ノ自辨トス。

第十八條 市ノ都合ニ依リ工事ヲ中止シ又ハ停止スルトキハ現出來形調査ノ上契約書ニ基キ相當ト認ムル費金ヲ拂渡スモノトス此ノ場合ニ於テ請負人ニ於テ損失ヲ生ズルコトアルモ市ハ其責ニ任ゼズ。

第十九條 工事着手ノ後仕様書ヲ變更シ新仕様書曩ノ仕様書等ニ依リ難キ節ハ請負金額ヲ差引請負ヲ爲サシムルコトアルベシ但シ變更ノ爲メ竣工期日伸縮スルトキハ其時々請書ヲ徴スベシ。

第二十條 検査未濟中ハ天災地變其他ノ不可抗力ニ依リ損害ヲ蒙ルコトアルモ一切請負人ノ負擔タルベシ。

第二十一條 工事ハ受渡後ト雖モ擔保期限内ニ於テ非常變災ニアラズシテ破壊セシトキハ請負者再築修補ノ責ヲ負擔シ尙前期間更ニ同一擔保ノ責ニ任

第二十二條 本規程第二十條第二十一條ノ再築修補ヲ拒ミ或ハ之ヲ怠リタルトキハ市ニ於テ之ヲ施工シ契約保證金ヲ以テ之ニ充ツ尙不足スルトキハ更ニ追徴スベシ。

第二十三條 契約保證金ハ工事請負ニアリテハ工事竣工検査済ノ日ヨリ向フ六ヶ月ノ保存ヲ付シ其期間ニ異狀ナキト認メタルトキ其他ニアリテハ契約履行済ノ上還付スルモノトス。

第二十四條 工事諸材料ハ使用場へ持届ケノ上渾テ主任者ノ検査ヲ受ケ一々之ニ検査済ノ章ヲ附スルモノトス。

第二十五條 請負人ニシテ主務吏員ノ指揮ニ背キ或ハ懶惰ニシテ期限内ニ工事竣工物品完納人夫供給ニアリテハ指定人員ヲ提供シ能ハズト認ムルトキハ契約ヲ解除スルモノトス此場合ニ生ズル損害ハ市ハ其ノ責ニ任ゼズ。

第二十六條 請負人工事着手後及物品完納以前死亡ノモノハ相續人ニ於テ死亡ノ日ヨリ十日以内ニ其請負繼承ノ手續ヲ爲サザルカ又ハ本請負外ノ件ニ

付刑事ニ係リ拘留收監其他不正ノ所業發覺スルトキハ直ニ請負ヲ解キ爲ニ生ジタル損害ハ先ヅ本人ニ償ハシメ又ハ契約保證金ヲ以テ其償ニ充テ尙不足スル場合ニ於テハ身元保證人ヲシテ償却セシメ更ニ相當ノ手續ヲ以テ別途請負人ヲ定ムルコトアルベシ但シ本條ノ場合ニ於テ既成ノ工事及納済ノ物品ハ検査ノ上相當ノ金額ヲ下渡スベシ。

第二十七條 請負人ハ工事若クハ勞力及物品供給ニ付一切ノ事ヲ擔當スベシ若シ市長ノ承認ヲ得ズシテ請負ノ全部ハ勿論幾分タリトモ他人へ讓渡シタル時ハ其請負ヲ解除スベシ。

第二十八條 工事竣工納入物品検査ノ節ハ請負人ハ立會スベシ若シ本人立會シ難キトキハ市長ノ承認ヲ得タル代理人ヲシテ立會セシムベシ但シ本人若クハ代理人立會ナキトキハ主務吏員ノ検査ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ。

第二十九條 工事請負人ハ常ニ工場ニ詰切ルベシ若シ事故アリテ自ラ臨場スルコト能ハザルトキハ市長ノ承認ヲ得タル代理者ヲ置クベシ。

第三十條 工事請負人ハ指定セラレタル着手月日ニ着手セズ又ハ着手セルモ工事ノ進行遅緩ニシテ期限内ニ成工ヲ告ゲ難シト認メタルトキハ契約ヲ解除スルコトアルベシ。

第三十一條 請負人ハ其使役セル職工人夫等ノ行為ニ就キ一切其責ニ任ズベシ若シ職工人夫等ニシテ不都合ノ行為アリト認ムルトキハ何時タリトモ之ガ使役ヲ禁止セシムルコトアルベシ。

第三十二條 工事及物品供給請負ニシテ終末期日ヲ經過シタルトキハ左ノ割合ニ依リ違約金ヲ請負金又ハ契約保証金ヨリ控除スルモノトス之ニ對シ請負人ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ。

一、工事ノ竣工期日ニ至リ完成セザルトキハ其翌日ヨリ經過日數ニ對シ一日毎ニ請負金高ノ四百分ノ一ノ割合。

二、物品納入期日ニ至リ完納セザルトキハ其翌日ヨリ滯納日數ニ對シ一日毎ニ延滞數量ニ對スル請負價格ノ四百分ノ一ノ割合。

第三十三條 左記各項ノ一ニ該當スルモノハ契約保証金ハ市ノ所得トス此ノ

場合ニ於テハ既成工事並ニ納入物品ノ費用ハ検査ノ上之ニ對スル金高ノ十分ノ八以内ヲ仕拂ヒ其他ハ市ニ沒收スルモノトス。

一、第二十五條、第二十七條、第三十條ニ依リ契約解除ヲ爲シタルトキ。

二、請負人ノ便宜ニ依リ契約解除スルトキ。

三、請負人本規程ノ條項ニ違背セシ爲メ請負契約解除シタルトキ。

第二十四條 保証人ハ請負人ト連帶契約上總テノ責ニ任ズベシ。

第三十五條 勞力供給請負者ハ主務吏員ノ指定スル場所及時間ニ其ノ人員ヲ提供シ事業終了迄監督ノ責ニ任ズベシ但シ請負人ニシテ主務吏員ノ命ニ違背セシ爲メ生ゼシ損害ハ請負人ニ於テ辨償ノ義務アルモノトス。

第三十六條 左記各項ノ就業人夫ノ賃金ハ主務吏員ノ認定ニ依リ賃金ノ歩引又ハ歩増ヲ爲スト雖モ最高歩合ヲ一人五分ノ額ヲ超ユル事ヲ得ズ。

但シ主務吏員ノ認定ニ依ル歩引歩増ニ付テハ請負人ハ勿論勞力者ニ於テモ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ。

一、第三條第七號但書ノ資格ヲ具備セザル男子又ハ女子。

二、第三條第七號但書ノ資格ヲ具備セルモ其働否。  
 第三十七條 本規定ニ觸レ處分ニ係リタル者ハ爾後大牟田市建築及土木工事  
 又ハ勞力物品供給請負ノ入札或ハ請負ノ代理及保証人ト爲ルコトヲ許サズ。  
 第三十八條 本規程ニ關スル入札書契約書等ノ方式ハ市長之ヲ定ム。

臨時水道課工營所執務心得

第一條 本心得ニテ工營所ト稱スルハ左ノ如シ。

水源地工營所

配水池工營所

鐵管敷設工營所

鐵管検査工營所

第二條 工營所執務時間ヲ左ノ通トス。

月 別	出 勤 時 間	退 所 時 間
三、四、五月	午 前 七 時	午 後 五 時 三 十 分

六、七、八、九月 午前六時三十分 午後五時三十分

十、十一月 午 前 七 時 午後五時三十分

十二、十二月 午前七時三十分 午 後 五 時

第三條 工營所員出勤シタルトキハ直ニ出勤簿ニ捺印スベシ。

第四條 工營所員疾病其他ノ事故ニ依リ遲參又ハ飲勤スルトキハ出勤時限迄ニ其事由ヲ主任ニ届出ベシ。

但疾病其他ノ事項ニ依リ缺勤五日ヲ超ユルトキハ疾病ニアリテハ醫師ノ診斷書ヲ添付シ其他ノ場合ハ事由ヲ具シ爾後十日ヲ超ユル毎ニ其疾病又ハ事由ヲ詳記シ主任ヲ經テ届出ベシ。

第五條 工營所ノ公暇ハ左ノ如シ。

一月一日、二日、三日、十二月三十一日。

紀元節、神武天皇祭、天長節、天長祝日。

右ノ外事業上差支ヘナキ限リ繰合ノ上毎月二日ノ公暇ヲ與フ

第六條 雨雪其他ノ事故ノ爲メ主任ニ於テ工事ヲ施行シ難シト認ムルトキハ

業務ヲ休止スルコトヲ得此場合ニ於テハ主任ハ電話又ハ其他ノ方法ヲ以テ  
工務係ニ報告スベシ。

第七條 工事ノ進捗ハ別ニ定ムル規定ニ依リ主任ハ無遲滯報告スベシ。

第八條 工營所員ノ勤怠ハ別ニ定ムル書式ニ依リ毎月分ヲ其翌月五日迄ニ報  
告スベシ。

第九條 工所用材料及勞力物品等ノ要求其他工營ニ關係アル事項ハ總テ工務  
係ヲ經テ稟議スベシ。

第十條 工營所員身分進退ニ關スル上申願伺、届等ハ總テ工務係ヲ經由スベシ、  
但シ人事ニ關スル書類ハ封筒ノ上親展ト記スベシ。

第十一條 本心得ニ規定ナキモノハ別ニ定ムル處ニ據ルモノトス。

### 大牟田市水道委員規程

第一條 水道敷設事業ニ關シ市制第八十三條ニ依リ臨時委員ヲ置ク。

第二條 委員ノ定數ハ七名トシ市會議員中ヨリ選舉ス。

第三條 委員ノ任期ハ貳ケ年トス。

第四條 委員ノ審議ニ附スベキ事件ノ概目左ノ如シ。

一、工事施行順序ニ關スル件。

二、歳入出豫算ニ關スル件。

三、土地物件其他補償ニ關スル件。

四、土地收用ニ關スル件。

五、重要ナル工所用材料並器具機械ノ購入ニ關スル件。

六、工事施設及請負ニ關スル件。

七、不用物品賣却ニ關スル件。

八、市債ニ關スル件。

九、條例規則規程ノ制定改廢ニ關スル件。

右ノ外重要ト認ムル事項。

第五條 委員ハ各種入札ノ開票及工事材料ノ検査ニ立會シ又ハ工事ノ實況ヲ  
視察スルコトヲ得。

- 第六條 委員會ハ市長之ヲ招集ス。
- 第七條 委員會ノ會議ニ關シテハ市參事會ノ例ニ依ル。
- 第八條 委員會ハ隨時諸帳簿文書ヲ查閱シ及物品ヲ調査スルコトヲ得。
- 第九條 委員ニハ執務ノ都合ニ依リ一食金壹圓以内ノ辨當ヲ給ス。
- 市外出張旅費ハ吏員一等同額ヲ支給ス。
- 第十條 委員中關員ヲ生ジタルトキハ補闕選舉ヲ行フ補闕委員ハ前任者ノ殘任期間在職スルモノトス。

市告示第一三號

大牟田市水道敷設ニ關スル給與規程 (大正八年五月三十一日議決 大正九年九月廿九日市第五三號ニテ改正)

- 第一條 吏員及附屬員ノ給料ハ左ノ範圍内ニ於テ支給ス。
  - 技 師 年俸千五百圓以上貳千圓以下
  - 書記技手 月俸貳拾五圓以上百六拾圓以下
  - 雇 助 手 月俸六拾圓以下又ハ日給貳圓參拾錢以下

使 丁 日給壹圓拾錢以下  
 給 仕 日給七拾錢以下。

- 第二條 囑託又ハ市技手書記兼任ノ場合ニ於ケル報酬若クハ手當旅費ハ豫算ノ範圍ニ於テ市長之ヲ定メ支給ス。
- 第三條 技師事業區域内ノ出張旅費トシテ月額貳拾圓ヲ支給ス。但シ普通旅費ヲ支給スル場合ハ日割ヲ以テ月額旅費ヲ控除ス。
- 第四條 工區勤務ノ者ニハ勤務手當トシテ左ノ月額手當ヲ支給ス但シ欠勤又ハ普通旅費ノ支給ヲ受ケタル日數ハ日割ヲ以テ月額手當ヲ控除ス。

等 級	種 別	月 額
一 等	技 手 書 記	拾 貳 圓
二 等	助 手 雇	八 圓

- 第五條 工區主任タル技手ニハ前條月額手當支給額ノ四分ノ一ヲ加給ス。
- 第六條 月額旅費及手當ハ翌月始メニ支給ス月額手當ハ任免ノ月ニ在リテハ

就職又ハ退職ノ日ヲ以テ日割計算支給ス。

第七條 本規程ニ定ムルモノ、外ハ市吏員其他ノ一般給與規程ニ依ル。

附 則

第八條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三條乃至第六條ノ施行期日ハ市長之ヲ定ム。

第九條 大正七年二月二十五日市會議決水道吏員特定旅費支給規定ハ前條但書施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス。

大正九年四月一日市告示第七號ヲ以テ第三條及第六條ノ規程ヲ全日ヨリ施行ス。

市第五六號

大牟田市臨時水道課諸給與規程

大正八年八月二十九日議決  
大正九年九月二十九日  
市第五三號ニテ改正

第一條 物件監守使丁給仕職工工夫定備人夫給料ハ左ノ範圍ニ於テ之ヲ支給ス。

物件監守	日額	金壹圓以內
使 丁	全	金壹圓拾錢以內
給 仕	全	金七拾錢以內
職工工夫	全	金四圓以內
定備人夫	全	金壹圓五拾錢以內

第二條 日給者ハ出勤日數ニ應ジ之ヲ給ス但シ公務ノ爲メ傷疾若クハ疾病ニ罹リタル者ハ出勤日數ニ加算スルモノトス。

第十三條 使丁給仕職工工夫定備人夫ニ出張ヲ命ジタルトキハ左ノ各項ニ依リ旅費ヲ支給ス。

一、汽車ニ依ルモノハ汽車三等賃金。

二、行程往復五里以上ニ涉ルモノハ辨當料參拾錢。

三、出張先ニ於テ宿泊ヲ命ジタルモノハ宿泊料一泊ニ付金壹圓五拾錢。

第四條 公務ノ爲メ傷疾若クハ疾病ニ罹リ三十日以上ニ涉リ快癒ノ見込ミナキモノハ其病狀ヲ量定シ左ノ慰籍料ヲ給ス但シ其ノ日給ハ支給停止スルモ

公務ノ爲メ死亡シタル者ニハ死亡當日迄ノ日給ヲ支給シ左ノ慰籍料ヲ遺族ヘ給スルモノトス。

日給停止日迄ノ治療費ハ市費ヲ以テ之ヲ支辨ス。

- 一、死亡ノ者ハ死亡當時ノ日給額六ヶ月分、
  - 二、一肢及一肢以上ヲ失フモノハ其ノ當時ノ日給額五ヶ月分以内、
  - 三、一眼及兩眼ヲ失フモノハ其ノ當時ノ日給額五ヶ月分以内、
  - 四、其他不治ノ疾病ニ陥リタルモノハ其ノ當時ノ日給額五ヶ月分以内、
- 第五條 物件監守及宿直以外ノ者ニシテ午後八時ヲ過ル迄居殘勤務ヲナシタルトキハ左ノ區別ニ依リ賄料ヲ支給ス但シ午後十二時ヲ過ルトキハ其ノ倍額トス。

吏員 金貳拾錢

使丁給仕 金拾五錢

第六條 本規程ニ定メナキモノハ別ニ定ムル處ニ據ル。

職員

市長、助役、收入役

前市長 巖谷 忠順(大正十年七月二日任期滿了退任)

市長 岩井敬太郎(大正十一年三月廿三日就任)

前助役課長 吉田 齊(大正十一年十一月六日任期滿了退任)

助役、課長 竹尾 英敏(大正十一年十一月三十日就任)

收入役 森 四郎(再選)

課僚

囑託技師 岩田 太郎(大正十年三月十九日囑託)

技師事務取扱技手 美川 勝次(大正九年三月二十日拜命)

書記 小山安太郎(大正十年十二月十二日市役所第四課ヨリ轉)

書記 土岐 正一(大正九年五月六日拜命)

技手 赤司 玄一(大正十年十月六日拜命)

書記 松田 與助(大正十一年十二月八日拜命)

技手 關 鎖(大正九年十二月十三日拜命)

書記 大藪初太郎(大正九年十一月廿六日拜命)



書 記 青木 正一(大正十二年八月十一日命)  
 巡 視 三木佐太郎(大正十一年二月六日命)  
 巡 視 梅田 清(大正十二年十二月五日命)  
 雇 松永 太一(大正九年九月二十八日命)  
 助 手 荒尾 傳喜(大正十一年十二月一日命)  
 助 手 古賀治三郎(大正十一年十二月八日命)  
 雇 猿渡 忠興(大正十年九月三十日命)

退職 々員

囑託技師 堀江 勝巳(大正八年十月三十一日囑託)  
 書記 有松 喬(大正八年六月十三日拜命)  
 技手 一ノ瀬清四郎(大正九年十月十一日拜命)

書 記 池田 善七(大正十一年十二月十日命)  
 巡 視 山崎喜惣松(大正十二年四月十三日命)  
 助 手 森 巳之吉(大正十一年七月五日命)  
 助 手 吉田 清(大正十年七月十三日命)  
 雇 木村 速(大正十一年一月二十日命)  
 雇 田中 安藏(大正十一年六月七日命)

技師 川原 常吉(大正五年九月四日拜命)  
 技手 東島 英夫(大正六年八月一日拜命)  
 技手 千布 高次(大正九年七月八日拜命)

技 手 久保田秀雄(大正九年十一月六日拜命)  
 書 記 上野 範一(大正十二年一月十五日拜命)  
 書 記 奥園濱五郎(大正十二年六月二十三日拜命)  
 書 記 内田 幸夫(大正九年三月一日拜命)  
 書 記 前淵 柳平(大正十年十一月廿八日拜命)

(以下 略)

書記 永井 募(大正九年九月二十八日拜命)  
 書記 向井 政亥(大正九年十月八日拜命)  
 書記 岡村 五郎(大正十一年一月十八日拜命)  
 書記 片山 直太(大正九年九月二十五日拜命)  
 書記 橋本 勝平(大正十一年一月十八日拜命)

水道 委員

久 芳 久(大正十三年三月廿七日就任)  
 武藤登喜次郎(大正八年十月再選)  
 陣内 龍一(大正十二年五月就任)

森 喜 久 平(大正十年五月再選)  
 黒田 亥之助(大正十三年三月再選)  
 圓 佛 七 藏(大正十二年七月十七日再選)

永井益太郎	大正十年六月就任	古賀甚一	大正十年五月再就任
佐野乙藏	大正九年七月就任	藤村	大正九年五月再就任
森喜一郎	大正十年五月就任	篠	大正十年七月三選
猿渡秀雄	大正十年五月就任	石川雄三	大正十二年七月十七日就任
屬最吉	大正八年二月就任	古賀久太郎	大正十二年七月十七日就任
白田久内	大正十年五月就任	平山喜錄	大正九年五月就任
津留新太郎	大正十二年十一月就任	野口忠太郎	大正十年五月就任

市參事會員(現在)

森喜久平	古賀甚一	林田瀧十郎
猿渡秀雄	高島基江	猿渡孫七

市會正副議長

前市會議長	福井福太郎	前市會議長	森時三郎
市會議長	吉田卯三郎	前副議長	濱田義孝
市會副議長	平山喜錄		

市會議員(前記公職者外)

前市會議員	伊藤克一	前市會議員	原田龍次郎
同	今村德次郎	同	村尾信雄
同	中村壽吉	同	跡部萬藏
同	森時藏	同	西久保年太郎
市會議員	山尾精一	市會議員	橋本房次
元同	水島勝正	同	中村伍七
同	猿渡卯吉	同	蓮尾島太郎
同	加藤一枝	同	古賀喜太郎
同	久留貞次郎	同	森唯一

同	同	同
益田 滋	富永 虎松	中村喜太郎

同	同	同
蓮尾梅次郎	大道常吉	森初藏

水道調査委員

氏名	在職年數	就職年月	退職年月
陣内 龍一	二年三月	大正六年七月	大正八年九月
屬 最吉	三年八月	大正二年七月	大正六年二月
野口 忠太郎	五年六月	明治四十四年九月	大正六年二月
吉田 卯三郎	十二年二月	明治四十年四月	大正八年九月
森 時三郎	六ヶ月	明治四十四年三月	大正六年二月
福井 福太郎	十一年四月	明治四十年七月	大正七年十一月
岩田 謙三郎	九年十一月	明治四十年四月	大正六年二月
森 平四郎	三年九月	全	明治四十三年十二月

板井 眞澄 四年六ヶ月 全

明治四十四年九月

## 七 竣工 篇

**起工及竣工** 大正八年四月一日より大正十四年三月三十一日迄六ヶ年に亙る工事期間なれども、施工の前後に於ける準備及び残務を除きて云へば實際輸入をなしたる大正九年三月元第二水源地盛土工事着手を以て起工とすべく第五期鐵管敷設延長の工事を終る(十三年夏季中)を以て竣工とせば施工に費したる時日は四年有半なり、此の間事業は幾多の難關に遭遇したるも幸に豫期以上の事業を遂行し得たり、而して本市給水は一日の急を要するにより配水に差支なき程度の工事進捗と共に大正十年八月初めて通水を爲し大正十一年十月二十七日通水式を舉行せり。

**通水式** 大正十一年十月二十七日の通水式は實に大牟田市が用水缺乏の困苦と脅威より救はれ將來都市發達の基調を得たる實に榮光に輝く日なり、此日各種展覽會等通水式紀念として開催され景況を添ふると共に全市を舉げて拊舞雀躍空前の賑を呈せり、式は二十七日午前十時市内笹林公園に於て舉行せらる、參列者は

各方面の關係者五百名、恭しく水神祭を執行し、最も嚴肅に式を終れり、當日の祝辭、祝電枚舉するに遑あらず、其二三を掲げたるは、大方の感懷を窺ふを以て、主とせるものにて、他を省きたるは、他意あるに非ず。

## 式 辭

本市は東洋屈指の礦山都市として、急激に進展し、殊に近時各種の工業頻りに興り、戸口俄に増加し、加ふるに海に三池の港灣を控へ、陸に鐵道幹線の通ずるあり、而して交通運輸兩ながら兼ね備はり、百貨の集散、旅客の來往日に増し、月に加はり、遂に新興都市を形成するに到れり、然りと雖も、本市素良水に乏しく、多くは惡質の井水を以て飲料用水に供し、而も嚴冬、梅暑の交往々にして、井水涸渴し、窮乏甚しきを告げ、爲に本市の發達を阻害したるや、久し幸にして、時臻り、機熟し、曩に地を熊本縣玉名郡清里村に相し、水道施設の議を決し、爾來四星霜奮勵、其事に磨り着々、其工を進め、淨水を地下に素め、茲に鑿井式の水道を完成するに至れり、而して約五百呎の地府より湧噴する清水は、滾々として、盡きず、其質尤も純良にし

て、地下の水量は四時淪ることなく、地上の災禍敢て累することなく、殆ど理想的水道設備として、天下の奇蹟に屬す。是に於てか、市民の保健を増進し、火災防備の安全を保證し、以て市民安住の基礎、定り、文化生活の慈光に浴するに至りたり。惟ふに、是れ偏に國縣の補助三井鑛山會社の寄附、熊本縣及び關係町村の同情に由るものなりと雖も、又巖谷前市長并に水道調査委員諸氏の心勞と市會の協賛、市民の諒解と相俟て、今日此盛典を擧ぐるに至れる所以にして、茲に謹んで、深厚なる謝意を表す。

不肖敬太郎乏を市長に受け、繼續之が經營に任じ、今や當に竣工の期に近き、茲に本日を下し、通水式を舉行するに當り、閣下並に來賓各位の貴臨を辱ふしたるは、本市無上の光榮として、最も欣快とする所なり。

庶幾ば源井の水永へに清く、市民を擧げて、長く此慶澤に浴せんことを、聊か所懷を述べて、式辭とす。

大正十一年十月二十七日

大牟田市長從四位勳四等 岩井敬太郎

祝 辭

大牟田市水道敷設起工以來貨を糜す百七十六万圓茲に其功を竣へ本日をも以て通水式を擧ぐるに至る。抑々水道の施設は常に衛生上防火上緊要なるのみならず實に都市繁榮の基礎を爲すものたり。殊に採炭業及び之に附隨して經營せらるゝ各種工業の發達顯著なる本市に於て此の事業の完成を見るは欣快の情極めて深きを覺ゆ。庶幾爾後益々之が維持管理に關し最善の方法を竭し以て長に其効果を完ふせむことを一言以て祝辭とす。

大正十一年十月二十七日

内務大臣 水野 鍊太郎

祝 辭

大牟田市は有明海に瀕し人士來往百貨集散の要衝に當り加ふるに近年附近に於ける鑛業の隆盛と港灣の施設とは本市の發達を激成し今後益々興隆の狀勢

に在り而かも當地は元良水に乏しく生活上の不便と衛生上の不安とは前途の繁榮を阻害すること少からずして市民の等しく遺憾とせし所なり。此に於て本市は去る大正七年以上水道敷設の計畫を立て翌八年認可を得て工を起し國及縣亦相當助成の道を講じ爾來工程順調に進み巨万の費を投じて今や一部の竣工を告げ本日茲に通水式を舉行するに至りたるは本官の深く欣幸とする所なり。惟ふに水道は日常生活の簡便と健康保全上必須の施設たるのみならず防火上亦缺ぐべからざる關係を有するは論なき所なり。故を以て近時全國の市區町村を通じ各地に之が敷設を見るに至り今や其數七十餘團體水管の延長實に一千百四十余里を算し年と共に益々増加の狀況を示せり。即ち文化の向上と生活の安全とを期せむとする理想の一端を實現しつゝあるものにして本市が茲に其班に加はりたるもの市の將來を更に隆盛に誘く所以ならずんばあらず。希くば市當局并に市民諸氏爾今一層銳意熱誠諸般施設完成を期し和衷協同以て新進都市の開發に努められむことを。

大正十一年十月二十七日

祝 辭

大牟田の地九州縦貫の樞區に當り海洋深く彎入して水陸を聯絡し地下亦無量の寶藏を有す宜なる哉市勢隆々戸口茲に稠く産業日に新なごことや天の此地に幸するもの亦厚しといふべし。

獨り地質の關係上水質概ね良好ならずして屢々惡疫の蔓延を見又戸口の増加と共に時々用水の不足を來すを遺憾とす然れども是天の此地に恵むこと大なると共に更に此地の人士に其拮据奮勵を促すの意たらすんばあらず果せる哉市民諸君夙に茲に見るあり切に水道の必要を感じ或は廣く水源を探り或は備に成案を攻め苦心多年終に克く巨費を投じて鑽井上水の工事を遂げ清澄の水は滾々として盡す縦横に導かれて惠澤將に全市に及ばんとし茲に本日をトして通水式を舉行せらる實に慶福に堪へざるなり。

凡そ都市に於ける文化的施設たる固より際限なしと雖も保健の施設の如きは

蓋し其最重要なるものと謂ふべし今や本市は上水道の敷設を劃して面目頓に一新せり今後之に伴ふ諸施設漸次完成せらるべきは市勢の活躍に見て明なり市の前途多望多幸と稱すべきなり。

聊蕪辭を以て本日之盛典を祝し併せて所感を述ぶ。

大正十一年十月二十七日

三井鑛山會社長正五位 三井元之助

右の外水道課長助役吉田齊の工事報告本市々會議長吉田卯三郎福岡市長久世庸夫の祝辭前市長巖谷忠順工學博士團琢磨貴族院議員麻生太吉縣會議長神崎勳其他數名の祝電ありて之が披露をなせり。

### 八 給水篇

**給水工事** 給水の事たるや急施を要するに依り大正十年八月一部竣功と共に第一水源地の唧筒運轉を開始し八月四日市内通水を行ひ十月使用條例許可を待ちて水料を徴収するに至れり、之より曩配水線の普及に伴ひ全年六月より各戸引込工事を開始したるが設備請求殺到して迎接に遑あらず孜々努力の結果大正十二年度末既に全市の八割弱を給水し得るに至れり、三川町給水に就ては大正十二年七月二十三日より装置設計に着手し既に給水使用三百六十戸を員ふ。

左記は各引込管の大小に依る總工費の割を示したるものにて此内公道に屬する分は市の負擔とし其他は需用者の負擔とす。(大正十二年八月調査)

管	徑	一〇尺	二一尺 (三間半)	三〇尺 (五間)	四二尺 (七間)	六〇尺 (十間)
亞鉛引鍊鐵管	1/2"	七〇〇	九〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	一八〇〇
全	3/4"	八五〇	一〇七〇〇	二八〇〇	一六〇〇〇	二二五〇〇



全	全	鐵	全	全	鉛	全		
		管			管			
		3"	2"	1/2"	1"	3/4"	1/2"	1"
二五〇〇	七五〇〇	六〇〇〇	一五〇〇〇	二〇〇〇	八五〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	一四〇〇〇
三〇〇〇	一四〇〇	九九〇〇	二五〇〇	一五〇〇	一一五〇〇	一四〇〇〇	一六〇〇〇	一九〇〇〇
二九五〇〇	一九九〇〇	一四五〇〇	二八九〇〇	二〇五〇〇	一四七〇〇	一九二〇〇	一九五〇〇	二六〇〇〇
四〇九〇〇	二五五〇〇	一八〇〇〇	三六四〇〇	二六七〇〇	一九二〇〇	二五〇〇〇	二六〇〇〇	三六〇〇〇
五三〇〇〇	三五〇〇〇	二五五〇〇	四九三〇〇	三六〇〇〇	二五〇〇〇	二五〇〇〇	二六〇〇〇	三六〇〇〇

條例規則制定 給水引込工事に先ち給水條例及水道規則の制定を爲し大正十年三月三日内務大藏兩大臣に許可申請し十年十月十四日使用料條例許可あり依つて同月下半期より水料を徴收することゝなれり、次で其筋の内意に基き條例中公設共用栓量水器使用料を徴收せざることに條例改正を爲し十一年一月十八日許可あり、更に同年三月七日條例第四條、第五條に量水器二種を追加し十一年三月三

十一日許可あり。

然るに本件制定に就ては一市の經濟、市民の生活に至大の關係ありて料金の制定に當り充分の考究を要す、而して本市の使用料が他市に比して高價なるは市債償還を顧慮せるものにて且つ近時著しく電力料金昂騰し其他の物價高價にして維持費に多額を要するが故なり、各種用途に依り料金の高低あるは凡そ市民の實力を考查し或は他市の狀況に照らし専用家事用を標準として夫々制定せり。

家事用 家事専用給水の料金は所得税及び戸數割平均以上としたり(無論以下たりとも之を設くるを得るも之を強ざるなり)之等は相當實力あるものより徴收するものにして一石貳錢の使用料を適當と認めたるものなり。

共用栓 共用栓使用料は右家事用水に四割五分を減じたり之れ戸數割平均負擔以下のものにして實力低度の爲めのみ。

官公需用 使用水量の多きと一般公衆的なる故に三割五分を減じ營業用水は使用水量の多量なるに依り貳割を減じたるなり。

庭園用 衛生上の必要よりも寧ろ贅澤に屬するものと認め一般割合の分に比し

幾分高率とせり。

湯屋營業 公衆衛生上に資する事少からざるを以て之を低減せり。

船舶用 稍高率の觀なきにあらざるも主に市税を負擔せざる外來者たるのみならず從來の買水價格に比し頗る低廉なり、牛馬飼育は公衆衛生上、工場用水は使用量の多きと國家的事業なる故低率としたり。

市外給水 市外給水は船舶給水を除く外各種夫々の料金に百分の三十を増徴し、且つ共用栓を設置せず之は市税を負擔せざるものなればなり。

水料の比較

他市町に於けるものとの比較は經濟事情を異にする故に且く措き船舶給水(三井炭礦にて従前三池港にて買水せるもの)及一般用水が水道敷設前(大正九年)買水價格に比較すれば左の如し(各定量による)

種	類	定量	一石單價	一ヶ月料金	買水價格	全一石單價上
---	---	----	------	-------	------	--------

家事專用	八〇・〇〇 <sup>石</sup>	〇・一〇	一、〇〇〇	一、七〇〇 <sup>円</sup>	〇・三〇	三、〇〇〇 <sup>円</sup>
共用	三〇・〇〇	〇・一〇	三〇〇	六、六〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
營業用	一五・〇〇	〇・一六	二、二〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
湯屋	二、〇〇〇・〇〇	〇・九五 <sup>(十石)</sup>	一、九〇〇	一、五〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
官公衛	一〇〇・〇〇	〇・一三	一、六〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
船舶	五・六〇	〇・二八	二八〇	六、六〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
工場	一〇、〇〇〇・〇〇	〇・一三	一、三〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

右各種需用者が定量の如く買水せるものとすれば其の料金の如何に莫大なるかを想はざるを得ず、然れども水道敷設前買水は僅に其の用途の一部にして他は悪水を使用せるものにて衛生上の欠陥を反證するに足るべし。

給水戸數 給水以前の豫定は大正十年度より十四年度迄即ち給水開始年度より五ヶ年間増加の見込にて爾後は本市の情勢に鑑み戸數増加を見積らざれば給水

普及の程度も十四年度に止めたり。

年 度	家事用給水戸数			營業用給水戸数			戸 數			外
	給水戸數	專用	共用	營業	洗濯	工業	官公衛	庭園	牛馬飼育	
大正十年	四、四八六	一、二二三	三、三六四	三三三	三〇	四	二〇	一〇	一	
全 十一年	五、六〇八	一、四〇二	四、二〇六	三三三	三〇	四	二〇	一〇	一	
全 十二年	六、七二九	一、六八二	五、〇四七	三三七	三〇	四	二〇	一〇	一	
全 十三年	七、八五〇	一、九六三	五、八八七	三三七	三〇	四	二〇	一〇	一	
全 十四年	八、九七二	二、二四三	六、七二九	三三七	三〇	四	二〇	一〇	一	
爾 後	全	全	全	全	全	全	全	全	全	

上記の如く見積りたるが本年三月(十三年)の給水戸数は壹万五百四十戸を超へ最大豫定戸数を遙かに突破せる成績にて湯屋の如きも三十戸の見積りなりしが既に六十五戸に及べり。

給水設備 (十三年三月未納)

件 別	給水別	設備總數	撤去數	現在					
					件別				
家事用	營業用	洗場	官公衛	私設	牛馬飼育場	共用栓	船舶	工場	計
二、三〇六	一、〇一一	六五	〇	三	二	五六一	三	一	七、〇〇六
二、二四九	九〇	六五	〇	三	二	五六一	三	一	三、九〇九

量水器取付 (大正十三年三月末現在)

件 別	取付數	撤去數	現在
1/2"	一、三七一	二	一、三六九
3/4"	一、三三七	八	一、三七九
1"	一〇七	一	一〇六
1 1/2"	五	〇	五
2"	二	〇	二
3"	三	〇	三
計	三、一八九	三	三、一七六

給水装置料 (大正十二年度ハ概算)

年 種 別	大正十年度	
	度	別
家事用	三、七五三、八九〇、八六四、二五〇、二八、五〇三、五元、一〇	三、八、四六八、八六
營業	一、二八、五〇三、五元、一〇	一、二八、五〇三、五元、一〇
洗場	一、三三七	一、三三七
官公衛	一〇七	一〇七
私設	五	五
牛馬飼育場	二	二
工場	三	三
計	三、一八九	三、一八九

全十一年度	三、六四、九三〇	四、五八、八七〇	三、三、四九〇	一、三〇、九六〇	一、二、一〇、三四〇	三、五五〇	三、一〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、三九四、二四〇
全十二年度	三、六四、七〇〇	四、三三、二八〇	四、七三、五七〇	一、八七、七六〇	一、九七、二六〇	一、	一、	一、	二、〇、三九四、二四〇

給水使用料(大正十二年度ハ概算)

年種別	家	事	管	業	洗	場	官	公	衛	私	共	庭	牛	船	工	計
度	別	業	業	場	場	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	衛	計
大正十年度	六、〇三、四三〇	四、八九、一七〇	三、九〇、一六〇	三、三六、七五〇	二、四六、一七〇	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、
全十一年度	三、〇、八四六、八〇〇	三、〇〇、〇五〇、〇〇〇	二、三三、八、六〇〇	二、〇九、一、三九〇	二、三、三〇〇、〇〇〇	三、三、三〇〇、〇〇〇	三、三、三〇〇、〇〇〇	三、三、三〇〇、〇〇〇	三、三、三〇〇、〇〇〇	三、三、三〇〇、〇〇〇	三、三、三〇〇、〇〇〇	三、三、三〇〇、〇〇〇	三、三、三〇〇、〇〇〇	三、三、三〇〇、〇〇〇	三、三、三〇〇、〇〇〇	三、三、三〇〇、〇〇〇
全十二年度	四、〇九、五七〇	二、八、六二九、四〇〇	四、〇九、四九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇	二、八、六二九、四〇〇

量水器使用料

年形	度	狀	1/2"	3/4"	1"	1 1/4"	2"	3"	市外分	計
大正十年度	一、四、〇〇〇	一、七、六〇〇	七、〇〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇
全十一年度	二、一七、八、〇〇〇	二、〇八、八、〇〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇
全十二年度	三、三九、八〇〇	三、一〇、八、〇〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇	一、五、三〇〇

使用水量 配水池に設置せるベンチユリメーターの表示する過去六ヶ月の配水量左の如し之を設計に表はれたる一日一人平均使用水量三立方尺半に比すれば、昨今三立方尺以上に達し設計水量に接近しつつあり。

自大正十二年十一月 配水量 (給水人口は其月給水戸數に本市平均一月當り人口率を乗じたるもの) 一月平均率(八五九)

年	月	配水量	給水戸數	平均水量	給水人口	一人一日使用水量	全上換算	一人一日使用水量
十二	十一月	六、九四、一七九	九、九八二	二、三三	五、五、七九三	四、一四	二、七〇強	〇、八
全	十二月	八、一七、〇六五	一〇、一八	二、六〇	五、六、五五八	四、六六	三、〇〇強	〇、五
十三	一月	八、一九、六七三	一〇、二八	二、五八	五、七、一八	四、六三	三、〇〇	〇、五
全	二月	七、七六、九〇三	一〇、三、五八	二、五八	五、七、九〇二	四、六三	三、〇〇	〇、五
全	三月	八、八五、七三三	一〇、五、五〇	二、七〇	五、八、九七四	四、八四	三、一〇強	〇、四
全	四月	九、一五、九〇四	一〇、六、六三	二、八六	五、九、六〇六	五、二二	三、三強	〇、二

條例第一〇號

内務省地第一二六號大正十四日許可  
大正十一年三月六日改正議決大正十一年三月三十一日許可

大牟田市水道使用料及手数料條例

第一條 水道使用者ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ使用料又ハ手数料ヲ納付スル

モノトス。

第二條 給水使用料ハ左ノ區分ニ依ル、但シ二種以上ノ給水ニシテ同一量水器

ニ依ルモノ、使用料ハ其重ニ依ル。

一、家事用一戸一ヶ月八拾石ヲ定量トシ壹石ニ付金貳錢トス超過使用水量ニ對シテハ壹石ニ付金壹錢六厘トス。

二、家事用ノ内官衙、公署、學校、病院用一ヶ月貳百石ヲ定量トシ壹石ニ付金壹錢參厘トス。

三、船舶用五石六斗ヲ定量トシ金貳拾八錢トス。

但シ一ヶ月使用水量五千六百石ヲ超過スルモノニシテ特約アルモノハ其超過水量ニ對シテハ五石六斗ニ付金拾五錢トス。

四、庭園用一ヶ月八十石ヲ定量トシ五百石迄ハ壹石ニ付金參錢トシ超過使用水量ニ對シテハ壹石ニ付金貳錢トス。

五、湯屋營業用一ヶ月貳千石ヲ定量トシ拾石ニ付金九錢五厘トス超過使用水量ニ對シテハ拾石ニ付金七錢トス。

六、營業用一ヶ月百五拾石ヲ定量トシ壹石ニ付金壹錢六厘トス超過使用水量ニ對シテハ壹石ニ付金一錢貳厘トス。

七、牛馬飼育場用一ヶ月貳百石ヲ定量トシ壹石ニ付金壹錢トス超過使用水量ニ對シテハ壹石ニ付金八厘トス。

八、工場用一ヶ月壹萬石ヲ定量トシ拾石ニ付金拾參錢トス超過使用水量ニ對シテハ拾石ニ付金拾錢トス。

九、共用計量給水一戸一ヶ月參拾石ヲ定量トシ壹石ニ付金壹錢壹厘トス超過使用水量ニ對シテハ壹石ニ付金八厘トス但シ其ノ使用水量ハ各戸均等ニ使用シタルモノト見做ス。

一〇、私設消火演習用壹回(貳拾分間以内)金貳圓トス。

新ニ給水スルモノニシテ其ノ月ノ十五日以前ナルトキハ定量水量ヲ一ヶ月分トシ十六日以後ナルトキハ定量水量ヲ其ノ二分ノ一トス。

給水區域内ニ於ケル市外給水ノ使用料ハ第一項第三號ヲ除クノ外百分ノ參拾マデ増徴ス但シ其額ハ市長之ヲ定ム。

第三條 使用水量が前條ノ定量ニ滿タザルモノハ其定量ヲ以テ消費水量トス  
超過水量ニ對シテハ前條各號ノ單位未滿ハ單位ヲ以テ計算ス。

第四條 量水器壹個壹ヶ月ノ使用料ハ左ノ區分ニ依ル但一ヶ月ヲ以テ計算ス。

口徑	二分ノ一時	金貳拾五錢
口徑	四分ノ三時	金參拾錢
口徑	一時	金參拾五錢
口徑	壹時半	金五拾錢
口徑	貳時	金壹圓五拾錢
口徑	參時	金貳圓五拾錢
口徑	四時	金參圓五拾錢

第五條 設計又ハ量水器試驗ノ請求者ニ對シテハ左ノ手数料ヲ徵收ス但シ量水器試驗ノ結果正當ノ破損ト認ムルトキハ其ノ手数料ハ徵收セズ。  
給水裝置設計手数料 金壹圓  
但シ増設變更ニアリテハ其ノ半額。

量水器	口徑二分ノ一時	金五拾錢
同	口徑四分ノ三時	金七拾五錢
同	口徑壹時	金壹圓
同	口徑一時半	金壹圓五拾錢
同	口徑貳時	金貳圓
同	口徑參時	金參圓
同	口徑四時	金四圓

第六條 給水開始ノ月ハ其ノ月ノ給水使用料ヲ豫定シ之ヲ前納セシメ爾後毎月十五日迄ニ前月中ノ使用水量ニ相當スル使用料ヲ前納セシム。

官公衙學校病院銀行會社ノ給水ニ對シテハ毎月十五日迄ニ前月分ノ使用料ヲ徵收ス船舶其他臨時給水使用料ハ其ノ時々之ヲ徵收ス。

第七條 量水器ノ使用料ハ給水使用料ト同時ニ之ヲ徵收ス。

第八條 給水ノ方法又ハ種類ヲ變更シタル月ノ給水使用料ハ其種類毎ニ日割ヲ以テ計算スルモノトス。

第九條 豫定額ヲ以テ前納シタル使用料ハ毎年度七月十月一月四月ノ四期ニ精算シ不足ヲ生ズルトキハ追徴シ殘餘アルトキハ之ヲ還付ス但シ給水ノ使用ヲ廢止シタルトキハ本文ノ期月ニ拘ラズ隨時精算ス。

第十條 給水停止ノ處分ヲナシ又ハ一時給水ヲ停止シ若ハ水量ヲ制限スルコトアルモ之ガ爲メ使用料ヲ減免セズ。

第十一條 慈善又ハ公共事業ノ爲メニスル給水若クハ貧困ニシテ使用料ヲ納ムル資力ナシト認ムル者ニ對シテハ市長ニ於テ特ニ使用料ヲ減免スルコトアルベシ。

市設共用計量給水栓使用者ニ對スル量水器使用料ハ之ヲ徵收セズ。

第十二條 使用料又ハ手數料ヲ指定ノ期限内ニ納メザル者ニ對シテハ完納ニ至ルマデ給水ヲ停止ス。

第十三條 水道ノ使用ニ關シ左記各號ノ一ニ違背シタル者ハ給水ヲ停止シ又ハ五圓以下ノ過料ヲ科ス。

一、竊ニ給水ノ使用ヲ爲シ又ハ給水停止ノ處分ヲ受ケタルモノニシテ其命令

ニ反シ給水ノ使用ヲ爲シタルトキ。

二、給水ヲ濫用シ又ハ他人ニ分與若クハ販賣シタルトキ。

三、給水装置又ハ量水器ニ危害ヲ及ボシタルトキ。

四、給水管又ハ給水用具ノ毀損若クハ給水ニ異狀ヲ生ジタルトキ之ガ申告ヲ怠リタル者。

五、擅ニ流末裝置ヲ施シ又ハ給水用具ヲ修繕變更改造増設シ若クハ毀損シタルトキ。

六、正當ノ理由ナクシテ水道係員ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ妨害シタルトキ。

七、市長ノ承認ヲ受ケズシテ月賦金未完納ニ屬スル給水用具ノ所有權ヲ移轉シ又ハ移轉ヲ受ケタルモノ。

八、給水使用料ノ算定ノ基礎トナルベキ要件ヲ隱蔽シ又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタルモノ。

第十四條 家族、傭人、同居者、滞在者ニシテ前條ノ行爲アリタルトキハ給水使用者ニ對シ科料ヲ科ス。

第十五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大牟田市告示第四九號

大牟田市水道規則(大正十年二月二十八日議決)

第一章 通 則

第一條 上水ハ計量法ヲ以テ供給シ其ノ計量ハ量水器ニ依ル。但シ消火用水ニ限リ放任給水トス。

第二條 給水ノ種類ヲ分チ左ノニトス。

- 一、専用計量給水 壹戸専用ニ屬シ水量ヲ計リテ給水スルモノ。
  - 一、共用計量給水 數戸ノ共用ニ屬シ水量ヲ計リテ給水スルモノ。
- 前項第一號ハ二戸以上聯合シテ専用栓ヲ設クルコトヲ得。
- 第三條 給水使用ノ種類ヲ分チテ左ノ七トス。

一、家事用水 飲料、炊爨、家具洗滌、衣類洗濯、盥嗽、沐浴等及官衙公署、學校、病院、銀行、會社等ニ使用スルモノ。

二、船舶用水 船舶ニ使用スルモノ。

三、庭園用水 噴水、瀧、泉池等ニ使用スルモノ。

四、湯屋營業用水 湯屋營業ニ使用スルモノ。

五、營業用水 家事用及湯屋營業用水ノ外各種ノ營業用ニ使用スルモノ。

六、牛馬飼育場用水 牛馬飼育ニ使用スルモノ。

七、工場用水 工業ニ使用スルモノ。

消火用水 火災消防及消火演習ニ使用スルモノ。

第四條 消火用水ハ火災又ハ消火演習ノ外開栓スルコトヲ得ズ。

第五條 船舶用水ハ市設船舶給水栓ニ依リ給水ス。

第六條 第三條ノ營業用水ニ該當スル營業及ビ職業ノ概目左ノ如シ。

釀造業、製造業、洗濯屋、染物業、旅人宿、下宿業、料理屋、飲食店、貸座敷、理髮店、醫院、牛乳販賣業、豆腐屋、植木屋、問屋業、寄席、劇場、魚店、酒醬油店、青物屋等ノ類。



第七條 所得納稅者及戸數割平均額以上ノ負擔者ハ共用給水使用者タルヲ得ズ。

第八條 左ノ場合ニ於テハ給水ヲ停止シ又ハ水量ヲ制限スルコトアルベシ。

- 一、天災其他避クベカラザル事故アルトキ。
- 二、工事ノ必要アルトキ。
- 三、公益ニ必要アルトキ。

前項ノ場合ニ於テ被給水者ニ損害ヲ及ボスコトアルモ市ハ其ノ責ニ任ゼズ。

第九條 給水使用者ハ左ノ場合ニ於テハ市長ニ届出ヅベシ。

- 一、給水用具ニ破損ヲ生ジ又ハ給水ニ異狀ヲ生ジタルトキ。
- 二、給水ヲ中止シ又ハ再使用セムトスルトキ。
- 三、給水ヲ廢止セムトスルトキ。
- 四、給水ノ種別ヲ變更スベキ事由ノ生ジタルトキ。
- 五、給水設備月賦金ノ保証義務ヲ有スル保証人ノ死亡轉居破産若クハ所在不明ナルトキ。
- 六、給水設備月賦金ノ保証義務ヲ有スル保証人ノ死亡轉居破産若クハ所在不明ナルトキ。

明ナルトキ。

第十條 聯合給水共用給水ノ使用者ハ給水ニ關スル一切ノ事項ヲ處辨セシムル爲メ代表者ヲ定メ市長ニ届出ヅベシ其變更シタルトキ亦同ジ。

第十一條 給水区域内ニ於ケル市外ノ給水ニ付テハ給水ニ關スル市條例及本則ヲ遵守スルノ義務ヲ負フコトヲ承諾シタルモノニ限り給水ノ使用ヲ許可スルコトアルベシ。

第十二條 給水ニ關スル請求書及證書類ノ書式ハ市長ノ定ムル所ニ依ルベシ書式ノ定メナキモノハ適宜ノ書式又ハ口頭ヲ以テスベシ。

### 第二章 設 備

第十三條 給水ノ設備ヲ爲サムトスルモノハ其家屋所有者又ハ土地所有者ヨリ市長ニ請求スベシ。

第十四條 給水ノ設備費ハ請求者ノ負擔トシ其ノ工事ハ市ニ於テ之ヲ爲ス。前項設備費ハ第十九條ノ費用負擔區分ニ依ル、變更増設修繕撤去ノ場合亦同

第十五條 量水器ハ市ニ於テ之ヲ設備ス。

但シ自己所有ノ量水器ヲ使用セムトスルモノハ豫メ市長ノ許可ヲ受クベシ。

第十六條 専用給水ノ使用者給水管ノ流末ニ特設ノ装置ヲ要スルモノアルト

キハ市長ノ承認ヲ受クベシ。

前項ノ装置ヲ了ヘタルトキハ實地ノ検査ヲ受クベシ其ノ増設變更ヲ爲スト

キ亦同ジ。

前項ノ承認ヲ經タル装置ニシテ後日給水上障害ヲ生ジ又ハ障害ヲ生ズル虞

アリト認ムルトキハ改造又ハ撤去セシムルコトアルベシ。

第十七條 専用給水栓ノ位置ハ第三條第八號ヲ除ク外邸宅其他工作物内ニ限

ル。

第十八條 給水用具ノ所有權ヲ移轉セムトスルトキハ當事者連署ヲ以テ届出

ツベシ但シ給水設備費ノ月賦償還ヲ了ラザルモノニ在リテハ市長ノ承認ヲ

經ルニアラザレバ所有權ノ移轉ヲ爲スコトヲ得ズ。

前項所有權ノ移轉ヲ爲シタルトキハ給水設備費ノ既納及未納ニ對スル權利義務ヲ繼承スルモノトス。

第十九條 専用給水及私設共用給水ノ止水栓、制水瓣、量水器ノ位置ハ道路ノ側端トシ之ヨリ本支管ニ至ル接続費ハ市ノ負擔トシ其以外ニ屬スル取付費ハ

請求者ノ負擔トス。

私設消火栓ノ設備ニ付テハ前項ニ掲ゲタル接続費及ビ取付費ハ請求者ノ負

擔トス。

第二十條 給水設備ノ請求者ハ設備ニ要スル費用ヲ豫納スベシ但シ官公衙官

公立學校病院ニ限リ豫納セシメザルコト得。

前項ノ豫納金ハ告知書指定ノ期限内ニ之ヲ納付スベシ其指定ノ日ヨリ三十

日以内ニ納付セザルトキハ設備ノ請求ヲ取消シタルモノト見做ス。

第二十一條 前條ノ豫納金ハ工事竣成後之ヲ精算シ過剩アルトキハ還付シ不

足アルトキハ追徴ス。

第二十二條 市内居住者ニシテ給水設備費ヲ一時ニ納入スルコト能ハザルト

キハ其申請ニ依リ十ヶ月以内ノ月賦償還ヲ承認スルコトアルベシ。  
但シ修繕變更又ハ撤去等ニ係ル費用ハ此限りニアラズ。  
給水設備費ノ月賦償還ニ付テハ毎月其ノ設備費總額ノ千分ノ五ノ割増金ヲ  
徴收ス。

月賦償還ノ承認ヲ受ケタルトキハ月賦償還責任証書ヲ差出スベシ。若シ其証  
書ヲ十五日以内ニ差出サザルトキハ給水ノ請求ヲ取消シタルモノト見做ス。  
月賦償還金完納ニ至ル間給水用具ノ所有權ハ之ヲ市ニ保留ス。

第二十三條 給水設備ノ月賦償還責任証書ニハ連帶責任アル保証人ノ連署ヲ  
要ス。

保証人ハ市住民ニシテ市内ニ土地又ハ家屋ヲ所有スルモノ若クハ直接國稅  
年額參圓以上ヲ納ムルモノニ限ル。

保証人前項ノ資格ヲ失ヒタルトキ又ハ市長ニ於テ保証ノ能力不充分ナリト  
認ムルトキハ更ニ保証人ヲ定ムベシ。

第二十四條 第二十二條ノ月賦償還ヲ怠リタルトキハ給水ヲ停止シ償還未済

ニ係ル金額ハ一時ニ之ヲ完納セシム。若シ完納ヲ爲サザルトキハ既納金ハ之  
ヲ沒收ス。

第二十五條 給水栓以外ノ用具ハ水道係員ノ外之ヲ開閉又ハ之ニ觸ル、コト  
ヲ得ズ。但シ消火又ハ消火演習ノ爲メ警察官、消防組及ビ私設消火栓ノ所有者  
ガ其所有ノ消火栓ヲ開閉スルハ此ノ限りニアラズ。

第二十六條 給水装置ノ検査ヲ爲ス係員ハ一定ノ証票ヲ携帯スベシ。

第二十七條 市設共用給水栓、船舶給水栓並ニ之ガ附屬具等ハ總テ使用者管理  
ノ責ニ任ズ之ヲ毀損シタルトキハ何人ノ所爲タルニ拘ハラズ使用者ニ於テ  
其費用ヲ辨償スベシ。

### 第三章 給水

第二十八條 給水ノ申込ヲ爲サムトスルモノハ市長ニ請求スベシ。  
専用給水ノ申込者ニシテ他ノ水栓ヲ使用セムトスルトキハ其所有者ノ連署  
ヲ要ス。

第二十九條 消火演習ノ爲メ私設消火栓ヲ使用セムトスルトキハ市長ニ届出ズベシ。但シ消火栓ノ使用ハ一回二十分間以上ニ涉ルコトヲ得ズ。

第三十條 給水使用者又ハ代表者ハ水道係員ノ量水器點檢毎ニ點檢帳ニ其消費水量ノ證印ヲ爲スベシ。量水器ニ異狀アリト認ムルトキハ前回ノ點檢ヨリ量水器ノ改造ヲ終ル迄前月分消費水量ノ割合ヲ以テ消費高ヲ定ム。

第三十一條 給水ハ量水器ノ設備ヲ了ラザルトキ其他臨時又ハ特種ノ給水ニ對シテハ市長ニ於テ其ノ消費水量ヲ認定シ給水スルコトアルベシ。

第三十二條 専用給水、聯合給水及共用給水使用者又ハ代表者ハ左ノ期日ノ現在牛馬數ヲ其ノ月ノ十日迄ニ市長ニ届出ヅベシ。

四月一日、七月一日、十月一日、一月一日。

第三十三條 共用給水使用者ハ汲水ノ際、交附セラレタル鍵及証票ヲ必ず携帯スベシ。

第三十四條 給水使用者ノ門戸ニハ市ヨリ交付シタル標識ヲ掲グベシ。

第三十五條 門戸ノ標識給水ノ証票及鍵ヲ亡失又ハ毀損シタルモノハ左ノ區

別ニ依リ之ヲ辨償セシム。

標識 金貳拾錢

證票 金拾錢

鍵 金貳拾五錢

第三十七條 給水廢止ノ届出ヲナストキハ専用給水又ハ聯合給水ニアリテハ標識、共用給水ニアリテハ鍵及標識証票ヲ返納スベシ。

第三十八條 専用給水、聯合給水及共用給水ハ普通家事用若ハ指定シタル用途ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ。

附 則

第三十九條 本則施行ニ關スル細則ハ市長之ヲ定ム。

第四十條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。